

デジタルデータサービス契約約款

平成6年10月経企第6 - 138号
施行 平成6年11月10日

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号、以下「条約」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このデジタルデータサービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これにより、デジタルデータサービスを提供します。

（注） 本条のほか、当社は、デジタルデータサービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。）を、この約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のデジタルデータサービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 デジタルデータ網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、フレームリレー方式又はセルリレー方式により符号の伝送交換を行うための電気通信設備
4 デジタルデータサービス	デジタルデータ網を使用して行う電気通信サービス
5 デジタルデータサービス取扱所	デジタルデータサービスに関する業務を行う当社の事業所
6 デジタルデータ契約	当社からデジタルデータサービスの提供を受けるための契約（臨時デジタルデータ契約となるものを除きます。）
7 臨時デジタルデータ契約	30日以内の利用期間を指定して当社からデジタルデータサービスの提供を受けるための契約
8 デジタルデータ申込	デジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約の申込み
9 デジタルデータ申込者	デジタルデータ申込をした者
10 デジタルデータ契約者	当社とデジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約を締結している者
11 外国側契約者回線	外国の電気通信事業者とデジタルデータサービスに相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約に基づいて、その契約者との間に設置される電気通信回線
12 回線収容部	デジタルデータ網と、電気通信回線を相互に接続するための電気通信設備
13 取扱所交換設備	デジタルデータサービス取扱所に設置される交換設備（その交換設備に接続される集線装置等を含みます。）
14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 他社接続回線	相互接続点を介して回線収容部と相互に接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
17 特定事業者	当社が別に定める協定事業者

18 特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
19 端末回線	デジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約に基づいて、回線収容部とデジタルデータ申込者が指定する場所に設置する電気通信設備との間の電気通信回線
20 加入契約回線	回線収容部及び端末回線又は他社接続回線
21 契約者回線	デジタルデータ契約又は臨時デジタルデータ契約に基づいて、収容デジタルデータサービス取扱所内に設置された取扱所交換設備と、デジタルデータ申込者が指定する場所に設置する電気通信設備又は当該収容デジタルデータサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線
22 特定サービス接続回線	当社が別に定める電気通信サービス（以下「特定サービス」といいます。）に関する契約約款に規定する契約者回線等であって、別に定める付加機能に係るもの
23 契約者回線等	加入契約回線又は契約者回線
24 論理パス	国内論理パス又は国際論理パス
25 国内論理パス	契約者回線等又は特定サービス接続回線相互間に設定される論理的通信路
26 国際論理パス	契約者回線等又は特定サービス接続回線と、あらかじめ指定された外国側契約者回線との間に設定される論理的通信路
27 端末設備	端末回線又は契約者回線の終端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
28 デジタルデータ回線等	回線収容部、論理パス、端末回線、契約者回線及び当社が設置する端末設備
29 自営端末設備	電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
30 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
31 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等接続の技術的条件
32 引込柱	端末回線又は契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）
33 デジタルデータ取扱局	端末回線を収容するデジタルデータサービス取扱所
34 収容デジタルデータサービス取扱所	取扱所交換設備が設置されている当社が別紙2に定めるデジタルデータサービス取扱所
35 主配線盤	デジタルデータ取扱局の配線盤
36 収容区域	1のデジタルデータ取扱局に端末回線を収容する区域又は1の収容デジタルデータサービス取扱所に契約者回線を収容する区域で当社が別に定めるもの
37 加入区域	1の収容区域のうち次に定める区域で、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでデジタルデータサービスを提供するもの (1) 1のデジタルデータ取扱局の収容区域のうち当社が別に定める区域 (2) 1の収容デジタルデータサービス取扱所の収容区域のうち当該収容デジタルデータサービス取扱所内の区域
38 区域外	1のデジタルデータ取扱局又は1の収容デジタルデータサービス取扱所の収容区域のうち加入区域以外のもの
39 区域外線路	加入区域を超える地点から引込柱までの間の線路
40 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 デジタルデータサービスの種類等

（デジタルデータサービスの種類）

第4条 当社の提供するデジタルデータサービスは、次のとおりとします。

フレームリレーサービス	フレームリレー方式により符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス
セルリレーサービス	セルリレー方式により符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス

(フレームリレーサービスの種類)

第5条 フレームリレーサービスには、次の種類があります。

第1種フレームリレーサービス	特定の加入契約回線を使用して行うフレームリレーサービス
第2種フレームリレーサービス	特定の契約者回線(加入区域内で終端するものに限り、)を使用して行うフレームリレーサービス
第4種フレームリレーサービス	特定の特定サービス接続回線を使用して行うフレームリレーサービス

(セルリレーサービスの種類)

第6条 セルリレーサービスには、次の種類があります。

第1種セルリレーサービス	特定の加入契約回線を使用して行うセルリレーサービス
第2種セルリレーサービス	特定の契約者回線を使用して行うセルリレーサービス
第3種セルリレーサービス	特定の特定サービス接続回線を使用して行うセルリレーサービス

第3章 デジタルデータサービスの提供区間

(デジタルデータサービスの提供区間等)

第7条 当社が提供するデジタルデータサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社は、相互接続点の所在場所及び業務区域(別に定める区域をいいます。以下同じとします。)並びに提供可能な取扱地域(別に定める本邦外の地域をいいます。以下同じとします。)を、デジタルデータサービス取扱所に掲示します。

(注) 本条第1項に規定する提供区間は、別記1に定めるものとします。

(注) 本条第2項に規定する業務区域及び取扱地域は、別紙1及び別紙4に定めるものとします。

(外国における取扱い)

第8条 外国側におけるデジタルデータサービスの取扱いについては、外国の法令、外国側電気通信事業者の定める契約条件によります。

第4章 デジタルデータサービスの契約等

(契約の種類)

第9条 デジタルデータサービスに係る契約には、次の種別があります。ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(1) デジタルデータ契約

(2) 臨時デジタルデータ契約

(契約者回線等の品目)

第10条 第1種フレームリレーサービス、第2種フレームリレーサービス、第1種セルリレーサービス及び第2種セルリレーサービスに係る契約者回線等には、料金表第1表第1類(接続基本料等)に規定する品目があります。

(契約の単位)

第11条 当社は、契約者回線等又は特定サービス接続回線1回線ごとに1のデジタルデータ契約(臨時デジタルデータ契約を含みます。以下同じとします。)を締結します。

2 前項の場合において、契約者回線等が特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る契約者回線等であるときは、当該ATMデータ通信網サービスに係る契約に基づき特定事業者が相互接続点と契約者回線等の終端との間に設定する1の論理チャンネルにつき、1の契約者回線等として取扱います。

(端末回線等の終端等)

第12条 当社は、デジタルデータ契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は端末設備を設置し、これを端末回線の終端とします。

2 当社は、収容デジタルデータサービス取扱所(デジタルデータ契約者との協議により当社が指定した収容デ

デジタルデータサービス取扱所とします。)内の建物若しくは工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点又はデジタルデータ契約者が指定した場所内の建物若しくは工作物において、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は端末設備を設置し、これを契約者回線の終端とします。

3 当社は、前2項の地点を定めるときは、デジタルデータ契約者と協議します。

4 当社は、取扱所交換設備が設置されている収容デジタルデータサービス取扱所の所在場所を当社が指定するデジタルデータサービス取扱所に掲示します。

(収容デジタルデータサービス取扱所の変更)

第13条 当社は、技術上及びデジタルデータサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、収容デジタルデータサービス取扱所を変更することがあります。

第5章 申込及び承諾

(デジタルデータ申込の方法)

第14条 デジタルデータ申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

(1) デジタルデータサービスの種類

(2) 契約者回線等の品目等

(3) 端末回線又は契約者回線の終端の設置場所

(4) 論理パスの回線数等及びその着信先である契約者回線等若しくは特定サービス接続回線又は外国側契約者回線

(5) その他デジタルデータ申込の内容を特定するための事項

2 他社接続回線と接続するデジタルデータ申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目等

(2) 相互接続点の所在場所

(3) 相互に接続する他社接続回線に係る区間

(4) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称

(5) その他他社接続回線と接続するデジタルデータ申込の内容を特定するための事項

3 第4種フレームリレーサービス又は第3種セルリレーサービスに係るデジタルデータ申込をするときは、第1項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

(1) 特定サービス接続回線に係る特定サービスの名称及び契約者の氏名又は名称

(2) その他第4種フレームリレーサービス又は第3種セルリレーサービスに係るデジタルデータ申込の内容を特定するための事項

(デジタルデータ申込の承諾等)

第15条 当社は、デジタルデータ申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、臨時デジタルデータ契約に係るデジタルデータ申込があった場合は、申込みのあったデジタルデータサービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、そのデジタルデータ申込を承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのデジタルデータ申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあったデジタルデータ回線等を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 申込者がデジタルデータサービスの料金又は工事に関する費用(特定他社接続回線の料金又は工事に関する費用であって、当社が設定するものを含みます。)の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) 他社接続回線と接続するデジタルデータ申込にあっては、その他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

(4) 特定サービス接続回線に係るデジタルデータ申込にあっては、その特定サービス接続回線に係る特定サービスに関する契約及び付加機能の利用又はその請求がないとき。

(5) 特定サービス接続回線に係るデジタルデータ申込にあっては、その特定サービス接続回線に係る特定サービスの契約者と同一の者でないとき。

(6) 第25条(論理パスの設定等)及び料金表第1表第2類(論理パス使用料)に規定する論理パスがないとき。

(7) その他デジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第6章 デジタルデータ契約事項の変更等

(契約者回線等の品目の変更)

第16条 デジタルデータ契約者は、契約者回線等の品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、前条、第25条(論理パスの設定等)及び料金表第1表第2類(論理パス使用料)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の移転)

第17条 デジタルデータ契約者は、契約者回線等の移転の請求をすることができます。

2 前項の場合において、デジタルデータ契約者は、その移転する契約者回線等に係る論理パスの着信先である契約者回線等若しくは特定サービス接続回線のデジタルデータ契約者又は外国側契約者回線の契約者に、移転の請求を行う旨を通知していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第15条(デジタルデータ申込の承諾等)、第25条(論理パスの設定等)及び料金表第1表第2類(論理パス使用料)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線等の利用の一時中断)

第18条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断(その契約者回線等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 前項の場合において、デジタルデータ契約者は、一時中断する契約者回線等に係る論理パスの着信先である契約者回線等若しくは特定サービス接続回線のデジタルデータ契約者又は外国側契約者回線の契約者に、一時中断の請求を行う旨を通知していただきます。

(変更等の通知)

第18条の2 デジタルデータ契約者は、次の場合には、そのことを速やかにデジタルデータサービス取扱所に通知していただきます。

(1) 特定サービス接続回線に係る特定サービスに関する契約の解除又は付加機能の廃止

(2) デジタルデータ契約に係る特定事業者とのATMデータ通信網サービスに係る契約の解除又はATMデータ通信網サービスに係る論理チャンネルの廃止

2 当社は、前項の通知があったとき又はその事実を知ったときは、第23条(デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除)の解除の通知があったものとして取り扱います。

第19条 削除

第7章 契約者回線等の利用中止等

(契約者回線等の利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。

(2) 第42条(相互接続点の所在地の変更)の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。

(3) 第46条(通信利用の制限)の規定により、デジタルデータサービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめそのことをデジタルデータ契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(契約者回線等の利用停止)

第21条 当社は、デジタルデータ契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのデジタルデータサービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったデジタルデータサービスの料金、工事に関する費用(そのデジタルデータ回線等と相互に接続する特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用を含みます。))又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その契約者回線等の利用を停止することができます。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2) 第65条(利用に係るデジタルデータ契約者の義務)又は第66条(他人に使用させる場合のデジタルデータ契約者の義務)の規定に違反したとき。

(3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等(端末回線又は契約者回線に限ります。以下この条において同じとします。)に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といいます。)又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

- (4) 別に定める規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
- 2 デジタルデータ契約者が、料金表通則の規定に基づき、外国側における一括支払いを行う場合に、その外国の電気通信事業者が定める支払期日を経過してもデジタルデータサービスの料金その他の債務を支払わないときは、前項の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、前2項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をデジタルデータ契約者に通知します。

(注) 本条第1項第4号に規定する別に定める規定は、別記5及び別記7に定めるものとします。

(当社が行うデジタルデータ契約の解除)

- 第22条 当社は、前条の規定により利用停止されたデジタルデータサービスについて、デジタルデータ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのデジタルデータ契約を解除することがあります。
- 2 当社は、デジタルデータ契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実がデジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、デジタルデータサービスの利用停止をしないでそのデジタルデータ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのデジタルデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをデジタルデータ契約者に通知します。

(デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除)

- 第23条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことをデジタルデータサービス取扱所に書面により通知していただきます。
- 2 当社は、デジタルデータ契約を継続するに当たり、その契約が第15条(デジタルデータ申込の承諾等)第3項各号の規定を満たさなくなった場合は、当該契約について解除の申出があったものとみなします。
ただし、第28条(論理パスの廃止)第1項2号及び3号による場合は、この限りではありません。

(最低利用期間)

- 第24条 デジタルデータサービス(第4種フレームリレーサービス及び第3種セルリレーサービスを除きます。以下この条において同じとします。)については、料金表第1表第1類(接続基本料等)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、デジタルデータサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 デジタルデータ契約者は、前項の最低利用期間内にデジタルデータ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表第1類(接続基本料等)に規定する額を一括して支払っていただきます。

第8章 論理パスの設定等

(論理パスの設定等)

- 第25条 当社は、料金表第1表第2類(論理パス使用料)に定めるところにより、論理パスの設定等を行います。

(論理パスの利用の一時中断)

- 第26条 当社は、次の場合には、論理パスの利用の一時中断(その論理パスを他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。
- (1) デジタルデータ契約者から、論理パスの利用の一時中断の請求があったとき。
- (2) デジタルデータ契約者から、契約者回線等の利用の一時中断の請求があったとき。
- 2 前項の場合において、デジタルデータ契約者は、一時中断する論理パスの着信先である契約者回線等若しくは特定サービス接続回線のデジタルデータ契約者又は外国側契約者回線の契約者に、一時中断の請求を行う旨を通知していただきます。

(論理パスの増設)

- 第27条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、論理パスの増設を行います。
- 2 デジタルデータ契約者は、論理パスの増設を行おうとするときは、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。
- 3 当社は、前2項の請求があったときは、第15条(デジタルデータ申込の承諾等)、第25条(論理パスの設定等)及び料金表第1表第2類(論理パス使用料)の規定に準じて取り扱います。

(論理パスの廃止)

第28条 当社は、次の場合には、論理パスの廃止を行います。

- (1) デジタルデータ契約者から、論理パスについて廃止の請求があったとき。
 - (2) 第17条(契約者回線等の移転)の規定により、契約者回線等の移転があったとき。
 - (3) 論理パスの着信先である契約者回線等又は特定サービス接続回線の移転があったとき。
 - (4) 論理パスの着信先である契約者回線等又は特定サービス接続回線に係るデジタルデータ契約の解除があったとき。
 - (5) その論理パスの対応論理パス(1の論理パスの着信先となる契約者回線等又は特定サービス接続回線からその論理パスの契約者回線等又は特定サービス接続回線に対して設定される論理パスをいいます。以下同じとします。)が廃止されたとき。
- 2 前項第1号の場合、廃止後の契約者回線等又は特定サービス接続回線において、1以上の論理パスが設定されているときに限り適用します。
- 3 デジタルデータ契約者は、論理パスの廃止を行おうとするときは、当社が別に定める書類を当社に提出していただきます。

(論理パスの利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、論理パスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第42条(相互接続点の所在地の変更)の規定により、相互接続点の所在地を変更するとき。
 - (3) 第46条(通信利用の制限)の規定により、デジタルデータサービスの利用を中止するとき。
 - (4) 第20条(契約者回線等の利用中止)の規定により、契約者回線等の利用が中止されたとき。
 - (5) 特定サービスに関する契約約款の規定により、特定サービス接続回線の利用が中止されたとき。
 - (6) 論理パスの着信先である契約者回線等又は特定サービス接続回線の利用が中止されたとき。
 - (7) その論理パスの対応論理パスの利用が中止されたとき。
- 2 当社は、前項の規定により論理パスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをデジタルデータ契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(論理パスの利用停止)

第30条 当社は、デジタルデータ契約者が次のいずれかに該当する場合は、その論理パスの利用を停止します。

- (1) 第21条(契約者回線等の利用停止)の規定により、契約者回線等の利用停止が行われたとき。
 - (2) 特定サービスに関する契約約款の規定により、特定サービス接続回線の利用停止が行われたとき。
 - (3) 論理パスの着信先である契約者回線等又は特定サービス接続回線の利用停止が行われたとき。
 - (4) 論理パスの着信先である契約者回線等又は特定サービス接続回線の利用の一時中断が行われたとき。
 - (5) その論理パスの対応論理パスについて利用の一時中断が行われたとき。
 - (6) 論理パスの着信先である外国側契約者回線において、利用停止又は一時中断に相当する手続きが行われたとき。
- 2 当社は、前項の規定により論理パスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をデジタルデータ契約者に通知します。

第31条～第32条 削除

第9章 権利の譲渡及び承継等

(デジタルデータ契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第33条 デジタルデータ契約者(第4種フレームリレーサービス及び第3種セルリレーサービスに係るものを除きます。)がデジタルデータ契約に基づいてデジタルデータサービスの提供を受ける権利は、譲渡することはできません。

(その他の提供条件)

第34条 デジタルデータサービスに係る契約に関するその他の提供条件については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記2及び別記3に定めるものとします。

第10章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第35条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、その契約者回線等（端末回線又は契約者回線に限ります。以下この章において同じとします。）について、料金表第1表第1類（接続基本料等）に定める端末設備を提供します。

(注) 当社は、その契約者回線等が30日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、臨時端末設備（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

(端末設備の種類の変更)

第36条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その端末設備の種類の変更を行います。

(端末設備の移転)

第37条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の接続変更)

第38条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備についてそのデジタルデータ契約者に係る他の契約者回線等への接続変更（以下「接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第35条（端末設備の提供）の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

第39条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第11章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第40条 デジタルデータ契約者は、その契約者回線等（端末回線又は契約者回線に限ります。以下この条において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、端末回線相互若しくは契約者回線相互又は契約者回線等と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線若しくは他社回線との相互接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。）の請求をすることができます。この場合、その相互接続に係る電気通信回線の名称、その相互接続を行う場所、その相互接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その相互接続の請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面をデジタルデータサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により当社が承諾しない場合又はその電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

(他社接続回線との相互接続)

第41条 当社は、他社接続回線と接続するデジタルデータ申込又は他社接続回線に係る加入契約回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線と回線収容部との接続を行います。

(相互接続点の所在地の変更)

第42条 当社は、相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所内でその所在地を変更することがあります。

(他社接続回線接続変更)

第43条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第15条（デジタルデータ申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。

第44条 削除

(加入契約回線及び論理パスの接続休止)

第 45 条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止により、デジタルデータ契約者が回線収容部と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなったときは、その加入契約回線、その加入契約回線に係る論理パス及びその論理パスの対応論理パスについて、それぞれ接続休止とします。

ただし、その加入契約回線、その加入契約回線に係る論理パス及びその論理パスの対応論理パスについて、デジタルデータ契約者から加入契約回線の移転、デジタルデータサービスの利用の一時中断（加入契約回線の利用の一時中断及び論理パスの利用の一時中断をいいます。以下同じとします。）、他社接続回線接続変更の請求又はデジタルデータ契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、その加入契約回線及び論理パスについて接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その加入契約回線及び対応論理パスに係るデジタルデータ契約者にそのことを通知します。

3 第 1 項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのデジタルデータ契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、そのデジタルデータ契約者にそのことを通知します。

第 12 章 通信利用の制限

(通信利用の制限)

第 46 条 当社は、デジタルデータサービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が利用しているデジタルデータサービス（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のデジタルデータサービスの利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 13 に定めるものとします。

第 47 条 削除

第 13 章 付加機能

(付加機能の提供)

第 48 条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、そのデジタルデータ回線等について、料金表により付加機能を提供します。

(注) 当社は、30 日以内の利用期間を指定して締結した契約により提供されるデジタルデータサービスについては、臨時付加機能（デジタルデータ契約者が 30 日以内の利用期間を指定して提供を受ける機能をいいます。以下同じとします。）に限り提供します。

第 14 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 49 条 当社が提供するデジタルデータサービスの料金は、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金とし、当社が提供するデジタルデータサービスの態様に応じて、基本料、加算料、論理パス使用料、端末回線使用料、契約者回線使用料、加算額、線路設置費及び設備費等を合算したものとします。

2 当社が提供するデジタルデータサービスの工事に関する費用は、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に定める工事費とします。

第 2 節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第 50 条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて当社がデジタルデータサービスの提供を開始した日から起算してデジタルデータ契約の解除があった日の前日までの期間 (デジタルデータサービスの提供を開始した日とデジタルデータ契約の解除があった日が同一の日である場合は、その日) について、料金表第 1 表 (料金) に規定する料金のうち月額又は日額で規定されているもの (以下「定額利用料」といいます。) の支払いを要します。

2 前項の期間において、デジタルデータ回線等の利用の一時中断等によりデジタルデータサービスを利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、デジタルデータ契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

ア デジタルデータ回線等の利用の一時中断をしたとき。

イ 契約者回線等の利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、デジタルデータ契約者は、次の場合を除き、デジタルデータ回線等を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 デジタルデータ契約者の責めによらない理由によりそのデジタルデータ回線等を全く利用できない状態 (そのデジタルデータ回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。) が生じた場合 (2 欄又は 3 欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、1 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の 1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料 (そのデジタルデータ回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に係るものに限ります。以下この表において同じとします。)
2 当社の故意又は重大な過失により、そのデジタルデータ回線等を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料
3 デジタルデータ回線等の移転、接続変更又は他社接続回線接続変更に伴って、デジタルデータ回線等を利用できなくなった期間が生じたとき (デジタルデータ契約者の都合により、デジタルデータ回線等を利用しなかった場合であって、そのデジタルデータ回線等を保留したときを除きます。)。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料

3 第 1 項の期間において、デジタルデータ契約者が回線収容部と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの定額利用料の支払いは、次によります。

(1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、デジタルデータ契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータサービスに係る定額利用料の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、デジタルデータ契約者は、次の場合を除き、他社接続回線を利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 デジタルデータ契約者の責めによらない理由により他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料
2 他社接続回線に係る協定事業者の故意又は重大な過失により、当該他社接続回線を全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料
3 加入契約回線及び論理パスの接続休止をしたとき。	加入契約回線及び論理パスの接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその加入契約回線及びその論理パスについての定額利用料

備考

この表の1欄における「他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の電気通信事業者の電気通信回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。

ただし、その他社接続回線に接続されている他の電気通信事業者の電気通信回線について、利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その契約者に帰する事由により、その電気通信事業者の電気通信回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。

- 4 第1項の期間において、デジタルデータ契約者が特定サービス接続回線を利用することができない状態が生じたときのデジタルデータサービスに係る定額利用料の支払いは、次によります。
- (1) 特定サービスに関する契約約款の規定により、特定サービス接続回線の利用の一時中断、利用停止又はその他そのデジタルデータ契約者に帰する事由により、その特定サービス接続回線を利用することができなくなった場合であっても、デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータサービスに係る定額利用料の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、デジタルデータ契約者は、次の場合を除き、特定サービス接続回線を利用することができないためにデジタルデータサービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 デジタルデータ契約者の責めによらない理由によりその特定サービスの契約約款に規定する別に定める付加機能を全く利用できない状態（その特定サービスの契約約款に規定する別に定める付加機能に係る全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時間から起算して、第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料
2 当社の故意又は重大な過失により、そのデジタルデータサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料
3 特定サービス接続回線の移転に伴って、デジタルデータサービスを利用できなくなった期間が生じたとき（デジタルデータ契約者の都合によりデジタルデータサービスに係る電気通信設備を利用しなかった場合であって、その電気通信設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのデジタルデータサービスについての定額利用料

- 5 前3項の規定にかかわらず、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

6 当社は、支払いを要しないこととされた定額利用料が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第51条 削除

(工事費の支払義務)

第52条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に定める工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのデジタルデータ契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 デジタルデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事の部分について、別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第53条 デジタルデータ契約者は、次条第1項の規定により設備費を支払っていただく場合を除いて、次の場合には、料金表第1表第3類(一時金)に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、端末回線又は契約者回線の設置工事等の着手前にそのデジタルデータ契約の解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) 端末回線又は契約者回線の終端が区域外となるデジタルデータ申込をし、その承諾を受けたとき。

(2) 端末回線又は契約者回線の終端が区域外にあるデジタルデータサービスについて、契約者回線等の品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) 移転後の端末回線又は契約者回線の終端が区域外となる契約者回線等の移転(移転後の端末回線又は契約者回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

2 デジタルデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事(区域外における端末回線又は契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第54条 デジタルデータ契約者は、現在設置されている通常の電気通信設備以外の特別な電気通信設備の新設を要するデジタルデータ申込(端末回線又は契約者回線の品目の変更又は移転の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類(一時金)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、端末回線又は契約者回線の設置工事等の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 デジタルデータ契約者は、工事の着手後完了前に解除等があったときは、前項の規定にかかわらず、解除等があったときまでに着手した工事(前項に掲げる特別な電気通信設備の新設の工事に限ります。)の部分について、当社が別に算定した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第55条 料金の計算方法及び支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第56条 デジタルデータ契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第57条 デジタルデータ契約者は、料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払って

いただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

第58条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等(デジタルデータサービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。

2 特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件(責任の制限を含みます。)は、料金表通則及び専用サービス契約約款に定めるところによります。

3 前項の規定にかかわらず、特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件(責任の制限を含みます。)は、この約款及び料金表に定めるところによります。

この場合、第50条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表及び料金表に規定する時間については、特定他社接続回線との接続に係るデジタルデータサービスにおいて適用する時間と同じとします。

4 デジタルデータ契約者は、第1項及び第2項の規定並びに料金表通則の特定他社接続回線に係る規定(前項に規定する特定他社接続回線に係るものを除きます。)を適用する場合は、専用サービス契約約款に規定する専用契約者とみなします。

第6節 特定サービス接続回線の料金等

(特定サービス接続回線の料金等)

第58条の2 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて使用する特定サービス接続回線の料金等(デジタルデータサービスの提供を受けるために、特定サービスに関する契約約款の規定に基づき支払いを要する料金及び工事に関する費用をいいます。以下同じとします。)を当社に支払っていただきます。

2 特定サービス接続回線の料金等に関するその他の提供条件(責任の制限を含みます。)は、料金表及び特定サービスに関する契約約款に定めるところによります。

3 デジタルデータ契約者は、前2項及び料金表の特定サービス接続回線に係る規定を適用する場合は、特定サービスに係る契約者とみなします。

第15章 保守

(デジタルデータ契約者の維持責任)

第59条 デジタルデータ契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(デジタルデータ契約者の切分責任)

第60条 デジタルデータ契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等(端末回線又は契約者回線に限ります。以下この章において同じとします。)に接続されている場合であって、デジタルデータ回線等(回線収容部と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。)を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、デジタルデータ契約者から要請があったときは、当社は、デジタルデータサービス取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果をデジタルデータ契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験によりデジタルデータ回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、デジタルデータ契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているデジタルデータ契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第61条 当社は、デジタルデータ回線等が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第46条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってそのデジタルデータ回線等を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位のデジタルデータ回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧するデジタルデータ回線等
1	気象機関が利用するもの 水防機関が利用するもの 消防機関が利用するもの 災害救助機関が利用するもの 警察機関が利用するもの 防衛機関が利用するもの 輸送の確保に直接関係がある機関が利用するもの 通信の確保に直接関係がある機関が利用するもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関が利用するもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関が利用するもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関が利用するもの 選挙管理機関が利用するもの 別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関が利用するもの 国又は地方公共団体の機関が利用するもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記13に定めるものとします。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失したデジタルデータ回線等について、暫定的にそのデジタルデータサービス取扱所を変更することがあります。

第16章 損害賠償

(責任の制限)

第62条 当社は、デジタルデータサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（当社が、この約款及び料金表に定めるところにより協定事業者の提供区間に係る料金を設定している場合は、その協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときを含みます。）は、そのデジタルデータ回線等が全く利用できない状態（そのデジタルデータ回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第50条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、デジタルデータ回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第50条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限り）に対応する当該デジタルデータサービスに係る定額利用料（そのデジタルデータ回線等の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりデジタルデータサービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。
- 4 当社は、国際通信に係るデジタルデータサービスの提供に伴い、当該デジタルデータ契約者に与えた損害については賠償の責任を負いません。

(免責)

第63条 当社は、契約者回線等（端末回線又は契約者回線に限ります。以下この条において同じとします。）の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、デジタルデータ契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、この約款の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（取扱所交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 17 章 雑則

(承諾の限界)

第 64 条 当社は、デジタルデータ契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等デジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき（請求に係る回線収容部が他社接続回線と接続する回線収容部である場合において、その回線収容部と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をしたデジタルデータ契約者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係るデジタルデータ契約者の義務)

第 65 条 デジタルデータ契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) そのデジタルデータ回線等を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はそのデジタルデータ回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がデジタルデータサービスに関する業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのデジタルデータ回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (4) そのデジタルデータ回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 デジタルデータ契約者は、前項の規定に違反してデジタルデータ回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合のデジタルデータ契約者の義務)

第 66 条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ回線等をデジタルデータ契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) デジタルデータ契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのデジタルデータ回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負っていただきます。
- (2) デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのデジタルデータ回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
- (3) デジタルデータ契約者は、当社が別に定める適用については、そのデジタルデータ回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのデジタルデータ回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第 3 号に規定する別に定める適用は、第 59 条（デジタルデータ契約者の維持責任）、第 60 条（デジタルデータ契約者の切分責任）及び別記 4 から別記 7 に定めるところによります。

(デジタルデータ契約者からのデジタルデータ回線等の設置場所の提供等)

第 67 条 デジタルデータ契約者からの端末回線及び当社が設置する端末設備の設置場所の提供等については、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 10 及び別記 11 に定めるところによります。

(協定事業者からの通知)

第 68 条 当社は、デジタルデータ契約者が別に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、デジタルデータ契約者と協定事業者との専用サービス及び ATM データ通信網サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 2 に定めるところによります。

(特約条項等)

第 68 条の 2 当社は、この約款に定めるところにかかわらず、デジタルデータ契約者に対して別に定める提供条件（以下「特約条項等」といいます。）でデジタルデータサービスを提供することがあります。

この場合、当社とデジタルデータ契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

(法令に規定する事項)

第 69 条 デジタルデータサービスの提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。

(注) 本条に規定する法令に規定する事項は、別記 4 から別記 9 に定めるところによります。

(閲覧)

第 70 条 デジタルデータサービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するデジタルデータサービス取扱所において、デジタルデータサービスを利用するうえで参考となる別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(注) 本条第 2 項に規定する別に定める事項は、別記 14 に定めるものとします。

第 18 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 71 条 デジタルデータサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 12 に定めるものとします。

別記

1 デジタルデータサービスの提供区間

(1) 当社が提供するデジタルデータサービスの提供区間は、次のとおりとします。

ア 相互接続点、業務区域内の端末回線の終端又は契約者回線の終端相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）のもの

イ 相互接続点、業務区域内の端末回線の終端、契約者回線の終端又はインタワークポイント（デジタルデータ網とIPデータサービス契約約款に規定するIPデータ網又はイーサネット通信網サービス契約約款に規定するイーサネット通信網との接続点をいいます。以下同じとします。）から取扱地域間のもの

ウ インタワークポイントと相互接続点、業務区域内の端末回線の終端又は契約者回線の終端との間のもの

2 氏名等の変更

(1) デジタルデータ契約者は、その氏名若しくは住所の変更又は料金等請求書の送付先の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、デジタルデータサービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 デジタルデータ契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりデジタルデータ契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてデジタルデータサービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) (2)の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4 自営端末設備の接続

(1) デジタルデータ契約者は、その契約者回線等（端末回線又は契約者回線に限ります。以下4から7において同じとします。）の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

(2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

(3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) デジタルデータ契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

(6) デジタルデータ契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。

(7) デジタルデータ契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、デジタルデータ契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、デジタルデータ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、デジタルデータ契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取りはずしていただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) デジタルデータ契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときに除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) デジタルデータ契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) デジタルデータ契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) デジタルデータ契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

9 デジタルデータ契約者に係る情報の利用

- (1) 当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、デジタルデータ契約者に係る情報（申込時又はデジタルデータサービス提供中に、当社がお客様に関して取得する氏名、住所、電話番号及び契約者識別符号等の全ての個人情報をいいます。以下同じとします。）を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
 - ア デジタルデータ契約者からの問い合わせへの対応、当社サービスの利用に関する手続きの案内又は情報の提供等のデジタルデータ契約者に対する取扱い業務
 - イ 課金計算に係る業務
 - ウ 料金請求に係る業務
 - エ 市場調査及びその分析
 - オ 当社又は他社の商品、サービス並びにキャンペーンの案内等
 - カ 当社サービスの提供に必要な東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社等の協定事業者との相互接続に必要な業務、又は同業務の遂行のため、当該協定事業者に対しデジタルデータ契約者に係る個人情報を提供すること
 - キ 情報通信業界の発展及びデジタルデータ契約者のサービス向上への寄与のための情報提供を行う通知
 - ク 当社の電気通信サービスについての工事、保守又は障害対応などの取扱い業務
 - ケ その他、当社サービス及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務
- (2) (1)に定める他、同プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同利用（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下同じとします。）第23条第4項に定めるものをいいます。）を行う場合においては、デジタルデータ契約者に係る情報を次に定める目的の遂行に必要な範囲において、利用することとします。
 - ア (1)のアからオ及びキ（アについては、当社を共同利用者に読み替えて適用するものとします。）に規定する業務等
 - イ 当社と共同利用者に係る商品、サービスの提供可否判断及び提供

- (3) (2)の場合において、当社の情報セキュリティ管理責任者は、当該デジタルデータ契約者に係る情報について責任を有するものとします。
- (4) デジタルデータ契約者は、(1)から(3)に定めるところにより当社が契約者に係る情報を利用することに同意していただきます。
- (注) プライバシーポリシーとは、総務省の定める「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 695 号。以下同じとします。）」第 14 条に定めるところにより、当社が定める「個人情報保護のための行動指針」をいい、当社は、同ポリシーをホームページ上において公表します。
- (注) 当社は、別に定める共同利用者を「個人情報保護のための行動指針」において定めるものとします。

10 デジタルデータ契約者からの端末回線等の設置場所の提供等

- (1) 端末回線等（端末回線又は契約者回線（その終端の場所が収容デジタルデータサービス取扱所内であるものを除きます。）をいいます。以下 10 において同じとします。）の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下 10 において同じとします。）又は建物内において、当社が端末回線等及び当社が設置する端末設備を設置するために必要な場所は、そのデジタルデータ契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、端末回線等の終端のある構内又は建物内において、デジタルデータ契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線等及び当社が設置する端末設備を設置することを求められたときはデジタルデータ契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

11 デジタルデータ契約者からの電気の提供

当社がデジタルデータ契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、デジタルデータ契約者から提供していただくことがあります。

12 協定事業者の専用サービス等に関する手続きの代行

当社は、デジタルデータ申込者又はデジタルデータ契約者から要請があったときは、当該回線収容部と相互に接続する他社接続回線について、その他社接続回線に係る協定事業者に対する申込み、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

13 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（ 1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

14 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電氣的条件 (3) 論理的条件
--

料金表

通則

(料金の設定)

- 1 デジタルデータサービスに係る特定他社接続回線の料金等については、当社が設定するものとします。ただし、特定事業者の契約約款に規定するところによりその特定事業者が定める料金等については、この限りではありません。
- 2 1の規定により当社が設定する特定他社接続回線の料金等(特定事業者のATMデータ通信網サービスに係るものを除きます。)は、専用サービス契約約款に定めるところによります。
- 3 1の規定により当社が設定する特定他社接続回線の料金(特定事業者のATMデータ通信網サービスに係るものに限ります。)は、第1表第1類第3(第1種セルリレーサービスに係る特定他社接続回線に関する料金)又はIPデータサービス契約約款に定めるところによります。

(料金の計算方法等)

- 4 当社は、デジタルデータ契約者(臨時デジタルデータ契約を締結しているデジタルデータ契約者を除きます。)がそのデジタルデータ契約に基づいて支払う料金を料金月(1の暦月の起算日(当社がデジタルデータ契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。
- 5 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金(以下この通則において「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日デジタルデータサービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日デジタルデータ契約の解除又は論理パスの廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にデジタルデータサービスの提供の開始を行い、その日にそのデジタルデータ契約の解除があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日、月額料金の額の改定があったとき(この場合、改定後の月額料金はその改定があった月から適用します。)
 - (5) 料金月の初日以外の日契約者回線等又は論理パスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
 - (6) 第50条(定額利用料の支払義務)第2項第2号又は第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (7) 7の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 6 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。
- 7 当社は、デジタルデータサービスに関する業務の遂行上やむを得ない場合は、4に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 8 第62条(責任の制限)第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、5及び6の規定に準じて取り扱います。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金の支払い)

- 10 デジタルデータ契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関又はデジタルデータサービス取扱所等において支払っていただきます。

(注) 料金及び工事に関する費用は支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、10の規定にかかわらず、デジタルデータ契約者(臨時デジタルデータ契約を締結しているデジタルデータ契約者を除きます。)の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金の一括支払い)

- 12 当社は、デジタルデータ契約者が支払わなければならない料金その他の債務及び外国側契約者回線の契約者が支払わなければならない料金その他の債務について、次の(1)から(3)のすべてに該当する場合に限り、本邦側又は外国側のいずれかにおける一括支払いの取扱いを行います。
 - (1) 関係する外国の電気通信事業者の同意があること。
 - (2) 第14条(デジタルデータ申込の方法)の申込と同時に請求すること。
 - (3) 一括支払いを行う側を変更しないこと。(本邦側及び外国側でそれぞれ支払うように変更する場合を除く)

きます。)

- 13 本邦側において12の規定による一括支払いを行う場合の外国側の料金その他の債務は、当社がその料金その他の債務の請求を行う月(当社がその外国の電気通信事業者から通知を受けた月の翌月とします。)の初日の外国為替相場により本邦通貨に換算した額とします。

(前受金)

- 14 当社は、料金及び工事に関する費用について、デジタルデータ契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注)当社が定める条件とは、前受金には利息を付さないことをいいます。

(消費税相当額の加算)

- 15 第50条(定額利用料の支払義務)から第54条(設備費の支払義務)まで、第58条(特定他社接続回線の料金等)及び第58条の2(特定サービス接続回線の料金等)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。))とします。)に消費税相当額を加算した額とし、その算出方法については、当社が別に定めるところによります。

この場合において、当社は消費税法第63条の2に定めるところにより、必要に応じて税込価額(税抜価額に消費税相当額を加算した額をいいます。)を併記します。

(注)当社は、税込価額を併記する場合、括弧内にその額を記載するものとします。

- 16 15の場合に、消費税相当額の算出方法によっては、デジタルデータ契約者への請求額とこの約款に定める税抜価額が異なる場合があります。

- 17 15の規定にかかわらず、国際論理パスに係る接続付加料及び論理パス使用料については、消費税相当額を加算しないものとします。

(料金の臨時減免)

- 18 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1表(料金)、第2表(工事に関する費用)並びに第50条(定額利用料の支払義務)から第54条(設備費の支払義務)まで、第58条(特定他社接続回線の料金等)及び第58条の2(特定サービス接続回線の料金等)の規定にかかわらず、臨時にその料金及び工事に関する費用を減免することがあります。

(注)当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のデジタルデータサービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことを周知します。

料金

第1表 料金

第1類 接続基本料等

第1 フレームリレーサービス(臨時デジタルデータ契約以外の契約に関するものに限ります。以下この第1において同じとします。)に関するもの

1 適用

料金の適用については、第50条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																					
(1) 品目に係る料金の適用	<p>第1種フレームリレーサービス及び第2種フレームリレーサービスに係る契約者回線等には、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64Kb/s</td> <td>64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>128Kb/s</td> <td>128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>192Kb/s</td> <td>192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256Kb/s</td> <td>256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384Kb/s</td> <td>384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512Kb/s</td> <td>512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768Kb/s</td> <td>768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>1.152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 加入契約回線は、Iインタフェース(TTC標準のインタフェースをいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。</p>	品 目	内 容	64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1.152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																				
64Kb/s	64キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
128Kb/s	128キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
192Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
256Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
384Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
512Kb/s	512キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
768Kb/s	768キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
1Mb/s	1.152メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
1.5Mb/s	1.536メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
(2) 端末回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用	<p>ア その端末回線の終端が収容されているデジタルデータ取扱局の加入区域を超える地点から引込柱までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、端末回線を収容するデジタルデータ取扱局の変更又は端末回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>																				
(3) 端末設備に係る料金の適用	当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。																				
(4) 配線設備に係る料金の適用	当社が配線設備を提供した場合に、配線設備に係る加算額を適用します。																				
(5) 国際論理パスの設定を行う場合の料金額の適用	<p>国際論理パスの設定を行う場合の料金額については、2(料金額)(1)ア(ア)に規定する額に、下表に規定する額を加算した額とします。</p> <p style="text-align: center;">契約者回線等又は特定サービス接続回線1回線ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続付加料</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	料 金 額	接続付加料	30,000円																
種 別	料 金 額																				
接続付加料	30,000円																				
(6) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア フレームリレーサービスについては、臨時デジタルデータ契約又は第4種フレームリレーサービスに係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、デジタルデータサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ デジタルデータ契約者は、イの最低利用期間内にデジタルデータ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金(基本料及び端末回線使用料を合算した額)とします。以下この欄において同じとします。)に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>																				

2 料金額

(1) 基本額

ア 接続基本料

(ア) 基本料

a 第1種フレームリレーサービスに係るもの

契約者回線等1回線ごとに月額

品 目	料 金 額
64Kb/s	6,000円(税込6,300円)
128Kb/s	7,000円(税込7,350円)
192Kb/s	10,000円(税込10,500円)
256Kb/s	12,000円(税込12,600円)
384Kb/s	14,000円(税込14,700円)
512Kb/s	18,000円(税込18,900円)
768Kb/s	25,000円(税込26,250円)
1Mb/s	28,000円(税込29,400円)
1.5Mb/s	35,000円(税込36,750円)

b 第2種フレームリレーサービスに係るもの

契約者回線等1回線ごとに月額

品 目	料 金 額
64Kb/s	500円(税込525円)
128Kb/s	500円(税込525円)
192Kb/s	1,000円(税込1,050円)
256Kb/s	1,000円(税込1,050円)
384Kb/s	1,000円(税込1,050円)
512Kb/s	1,000円(税込1,050円)
768Kb/s	1,000円(税込1,050円)
1Mb/s	1,000円(税込1,050円)
1.5Mb/s	1,000円(税込1,050円)

備考

取扱所交換設備に収容されている契約者回線の終端の場所が、その取扱所交換設備が設置されているフロアと同一でない場合は、別に算定する実費を支払っていただきます。

c 第4種フレームリレーサービスに係るもの

特定サービス接続回線1回線ごとに月額

料 金 額
0円

(イ) 端末回線使用料

端末回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額	
64Kb/s	(A) (B)以外のもの	35,000円(税込36,750円)
	(B) エコノミークラスのもの	18,000円(税込18,900円)
128Kb/s	(A) (B)以外のもの	50,000円(税込52,500円)
	(B) エコノミークラスのもの	28,000円(税込29,400円)
192Kb/s		72,000円(税込75,600円)
256Kb/s		89,000円(税込93,450円)
384Kb/s		110,000円(税込115,500円)
512Kb/s		136,000円(税込142,800円)
768Kb/s		176,000円(税込184,800円)
1Mb/s		215,000円(税込225,750円)
1.5Mb/s	(A) (B)以外のもの	220,000円(税込231,000円)
	(B) エコノミークラスのもの	138,000円(税込144,900円)

(2) 加算額

ア 区域外線路料

種別	単位	区分	料金額
区域外線路料	端末回線の終端につき区域外線路100メートルまでごとに	64Kb/s又は128Kb/sの場合	240円 (税込252円)
		上記以外の品目の場合	730円 (税込766.5円)

イ 端末設備使用料

種別	単位	区分	料金額	
回線接続装置：取扱局伝送設備との間で信号の送受信及び変換の機能を有するもの	1台ごとに	(A) 回線接続装置型の場合	64Kb/s又は128Kb/s用のもの	1,700円 (税込1,785円)
			192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	19,000円 (税込19,950円)
		(B) 回線接続装置型の場合	64Kb/s又は128Kb/s用のもの	4,000円 (税込4,200円)
			192Kb/s、256Kb/s、384Kb/s、512Kb/s、768Kb/s、1Mb/s又は1.5Mb/s用のもの	20,000円 (税込21,000円)
備考 I インタフェースに係るものだけに限り提供します。				

ウ 特別な電気通信設備

月額

特別な電気通信設備	別に算定する実費
-----------	----------

第1の2 フレームリレーサービス(臨時デジタルデータ契約に関するものに限ります。以下この第1の2において同じとします。)に関するもの

1 適用

料金の適用については、第1 1の規定のとおりとします。

2 料金額

基本額及び加算額

日額

第1 2の料金額の10分の1

第2 セルリレーサービス(臨時デジタルデータ契約以外の契約に関するものに限ります。以下この第2において同じとします。)に関するもの

1 適用

料金の適用については、第50条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																													
(1) 品目に係る料金の適用	第1種セルリレーサービス及び第2種セルリレーサービスに係る契約者回線等には、次の品目があります。																												
	ア 第1種セルリレーサービスに係るもの																												
	(ア) ATM専用相当型																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 134 Mb/s まで</td> <td>1.0メガビット/秒から 1.0メガビット/秒ごとに 134.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>135 Mb/s</td> <td>134.7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 134 Mb/s まで	1.0メガビット/秒から 1.0メガビット/秒ごとに 134.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	135 Mb/s	134.7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																				
	品 目	内 容																											
	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
	1 Mb/s から 1 Mb/s ごとに 134 Mb/s まで	1.0メガビット/秒から 1.0メガビット/秒ごとに 134.0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの																											
	135 Mb/s	134.7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
	備考 ATM専用相当型は、特定事業者の契約約款に規定するATM専用サービスに係る他社接続回線を使用するものをいいます。																												
	(イ) ATMデータ伝送1型																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>192 Kb/s</td> <td>192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256 Kb/s</td> <td>256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384 Kb/s</td> <td>384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	192 Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	256 Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	384 Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの															
品 目	内 容																												
192 Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
256 Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
384 Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																												
備考 1 ATMデータ伝送1型は、特定事業者のデータ伝送サービスに関する契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの通信の区別がタイプ1であって、サービスクラスによる区別がクラス1に係る他社接続回線を使用するものをいいます。 2 第9条(契約の種別)の規定にかかわらず、臨時デジタルデータ契約は締結しません。 3 約款第50条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。																													
(ウ) ATMデータ伝送2型																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 目</th> <th rowspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送品目</th> <th>最低伝送品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.1 Mb/s</td> <td>0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.3 Mb/s</td> <td>0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>0.1 Mb/s</td> <td>0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>0.2 Mb/s</td> <td>0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>1 Mb/s</td> <td>1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>0.3 Mb/s</td> <td>0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>1.5 Mb/s</td> <td>1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目		内 容	上限伝送品目	最低伝送品目	0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	0.2 Mb/s	0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	1.5 Mb/s	1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目		内 容																											
上限伝送品目	最低伝送品目																												
0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
1 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
1 Mb/s	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
2 Mb/s	0.2 Mb/s	0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
2 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
3 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											
3 Mb/s	1.5 Mb/s	1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																											

4 Mb / s	0.4 Mb / s	0.4メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
4 Mb / s	2 Mb / s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb / s	0.5 Mb / s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb / s	2.5 Mb / s	2.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb / s	0.6 Mb / s	0.6メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb / s	3 Mb / s	3.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 Mb / s	0.7 Mb / s	0.7メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大7.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 Mb / s	3.5 Mb / s	3.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大7.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
8 Mb / s	0.8 Mb / s	0.8メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
8 Mb / s	4 Mb / s	4.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb / s	0.9 Mb / s	0.9メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb / s	4.5 Mb / s	4.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb / s	1 Mb / s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb / s	5 Mb / s	5.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考

- 1 ATMデータ伝送2型は、特定事業者のデータ伝送サービスに関する契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの通信の区別がタイプ1であって、サービスクラスによる区別がクラス2に係る他社接続回線を使用するものをいいます。
- 2 上限伝送品目とは、特定事業者のデータ伝送サービスに関する契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの論理チャンネルに係る上限伝送速度を、最低伝送品目とは、同契約約款に規定するATMデータ通信網サービスの論理チャンネルに係る最低伝送速度をいいます。
- 3 第9条（契約の種別）の規定にかかわらず、臨時デジタルデータ契約は締結しません。
- 4 約款第50条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄中「1時間」とあるのは、「24時間」と読み替えて適用するものとします。

イ 第2種セルリレーサービスに係るもの

(ア) ATM型

品目	内容
0.5 Mb / s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
1 Mb / s から 1 Mb / s ごとに 1.34 Mb / s まで	1.0メガビット/秒から1.0メガビット/秒ごとに1.34メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの
13.5 Mb / s	13.4.7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

備考

ATM型は、ATM方式により符号伝送を行う契約者回線を使用するものをいいます。

<p>(2) 大口複数回線利用に係る料金の取扱いの適用</p>	<p>ア 当社は、デジタルデータ契約者からの申出により大口複数回線利用に係る料金の取扱い（以下「大口複数回線利用割引」といいます。）を行います。</p> <p>イ 大口複数回線利用割引とは、1の割引取扱回線群（デジタルデータ契約者が指定した契約者回線等により構成される1の回線群をいいます。以下この欄及び第2類（論理パス使用料）において同じとします。）ごとに、割引取扱回線群を構成する契約者回線等の基本料の額に0.3を乗じて得た額を料金月単位の割引くことをいいます。</p> <p>ウ デジタルデータ契約者は、1の大口複数回線利用割引取扱回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>当社は、次の条件を満たす場合に限り、その申出を承諾します。</p> <p>(ア) その指定された割引取扱回線群において、同一名義のデジタルデータ契約に係る契約者回線等（30Mb/s以上の品目のものに限ります。）が同一ロケーション（そのデジタルデータ契約に係る契約者回線等の終端の場所であって、同一構内又は同一建物内をいいます。）に2以上あること。</p> <p>(イ) その申出のあった契約者回線等に係るデジタルデータ契約者の名義が、(ア)に規定する契約者回線等に係るデジタルデータ契約者の名義と同一であること。</p> <p>(ウ) その申出のあった契約者回線等が、(ア)に規定する契約者回線等に係る論理パス又はその対応論理パスに係る契約者回線等であること。</p> <p>(エ) その申出のあった契約者回線等が、セルリレーサービス（ATMデータ伝送1型及びATMデータ伝送2型のものを除きます。）に係るものであること。</p> <p>エ 大口複数回線利用割引は、デジタルデータ契約者からの適用の申出を当社が承諾した日（承諾した日においてそのデジタルデータサービスの提供が開始されていない場合は、その提供開始日とします。）の属する料金月から適用を開始することとし、その次料金月以降においてもデジタルデータ契約者から終了の申出がない限り、継続するものとします。大口複数回線利用割引の終了の申出があった場合は、その終了日の属する料金月の前料金月の末日まで、その大口複数回線利用割引を適用します。</p> <p>オ 当社は、大口複数回線利用割引の適用を受けているデジタルデータ契約者に係る契約者回線等について、次のいずれかに該当する場合は、大口複数回線利用割引の適用は終了したものと取り扱います。</p> <p>この場合、その終了日の属する料金月の前料金月の末日まで、その大口複数回線利用割引を適用します。</p> <p>(ア) 大口複数回線利用割引の適用を受けているデジタルデータ契約者に係るデジタルデータ契約の解除があったとき。</p> <p>(イ) ウに規定する承諾条件を満たさなくなったとき。</p> <p>カ 当社は、基本料の額に0.3を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>				
<p>(3) 契約者回線の終端が加入区域外にある場合の料金の適用</p>	<p>ア その契約者回線の終端が収容されている収容デジタルデータサービス取扱所の加入区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、契約者回線を収容する収容デジタルデータサービス取扱所の変更又は契約者回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p>				
<p>(4) 端末設備に係る料金の適用</p>	<p>当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。</p>				
<p>(5) 配線設備に係る料金の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合に、配線設備に係る加算額を適用します。</p>				
<p>(6) 国際論理パスの設定を行う場合の料金額の適用</p>	<p>国際論理パスの設定を行う場合の料金額については、2(料金額)(1)ア(ア)に規定する額に、下表に規定する額を加算した額とします。</p> <p style="text-align: center;">契約者回線等又は特定サービス接続回線1回線ごとに月額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">料 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接続付加料</td> <td style="text-align: right;">30,000円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	料 金 額	接続付加料	30,000円
種 別	料 金 額				
接続付加料	30,000円				

(7) 最低利用期間に係る料金の適用	<p>ア セルリレーサービスについては、臨時デジタルデータ契約又は第3種セルリレーサービスに係るものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ アに規定する最低利用期間は、デジタルデータサービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。</p> <p>ウ デジタルデータ契約者はイの最低利用期間内にデジタルデータ契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金（基本料及び契約者回線使用料を合算した額とします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p>
--------------------	--

2 料金額

(1) 基本額

ア 接続基本料

(ア) 基本料

a b以外のもの

(a) (b)及び(c)以外のもの

契約者回線等1回線ごとに月額

品 目	料 金 額
0.5 Mb / s	18,000円(税込18,900円)
1 Mb / s	28,000円(税込29,400円)
2 Mb / s	42,000円(税込44,100円)
3 Mb / s	48,000円(税込50,400円)
4 Mb / s	53,000円(税込55,650円)
5 Mb / s	57,000円(税込59,850円)
6 Mb / s	60,000円(税込63,000円)
7 Mb / s から 50 Mb / s までのもの	60,000円(税込63,000円)に、6 Mb / s を超える1 Mb / s までごとに、3,000円(税込3,150円)を加算した額
51 Mb / s から 135 Mb / s までのもの	192,000円(税込201,600円)に、50 Mb / s を超える1 Mb / s までごとに、2,000円(税込2,100円)を加算した額

(b) ATMデータ伝送1型

契約者回線等1回線ごとに月額

品 目	料 金 額
192 Kb / s	10,000円(税込10,500円)
256 Kb / s	12,000円(税込12,600円)
384 Kb / s	14,000円(税込14,700円)
0.5 Mb / s	18,000円(税込18,900円)
1 Mb / s	28,000円(税込29,400円)
2 Mb / s	42,000円(税込44,100円)

(c) ATMデータ伝送2型

契約者回線等1回線ごとに月額

品 目		料 金 額
上限伝送品目	最低伝送品目	
0.5 Mb / s	0.1 Mb / s	15,000円(税込15,750円)
0.5 Mb / s	0.3 Mb / s	17,000円(税込17,850円)
1 Mb / s	0.1 Mb / s	16,000円(税込16,800円)
1 Mb / s	0.5 Mb / s	18,000円(税込18,900円)
2 Mb / s	0.2 Mb / s	29,000円(税込30,450円)
2 Mb / s	1 Mb / s	35,000円(税込36,750円)
3 Mb / s	0.3 Mb / s	38,000円(税込39,900円)
3 Mb / s	1.5 Mb / s	49,000円(税込51,450円)
4 Mb / s	0.4 Mb / s	41,000円(税込43,050円)

4 Mb / s	2 Mb / s	53,000円(税込55,650円)
5 Mb / s	0.5 Mb / s	44,000円(税込46,200円)
5 Mb / s	2.5 Mb / s	56,000円(税込58,800円)
6 Mb / s	0.6 Mb / s	47,000円(税込49,350円)
6 Mb / s	3 Mb / s	59,000円(税込61,950円)
7 Mb / s	0.7 Mb / s	50,000円(税込52,500円)
7 Mb / s	3.5 Mb / s	62,000円(税込65,100円)
8 Mb / s	0.8 Mb / s	52,000円(税込54,600円)
8 Mb / s	4 Mb / s	65,000円(税込68,250円)
9 Mb / s	0.9 Mb / s	54,000円(税込56,700円)
9 Mb / s	4.5 Mb / s	68,000円(税込71,400円)
10 Mb / s	1 Mb / s	56,000円(税込58,800円)
10 Mb / s	5 Mb / s	72,000円(税込75,600円)

b 第3種セルリレーサービスに係るもの

特定サービス接続回線1回線ごとに月額

料 金 額	0円
-------	----

(イ) 契約者回線使用料

契約者回線1回線ごとに月額

区 分	料 金 額
同軸ケーブルのもの	25,000円(税込26,250円)
光ケーブルのもの	40,000円(税込42,000円)

(2) 加算額

ア 区域外線路料

a ATM型に係るもの

種 別	料 金 額
区域外線路料	別に算定する実費

イ 端末設備使用料

a ATM型に係るもの

種 別	単 位	区 分	料 金 額	
回線接続装置	1台ごとに	(A) 回線接続装置 型の場合	同軸ケーブルのもの	53,000円 (税込55,650円)
			光ケーブルのもの	58,000円 (税込60,900円)
		(B) 回線接続装置	型の場合	29,000円 (税込30,450円)
		(C) 回線接続装置	型の場合	33,000円 (税込34,650円)
		(D) 回線接続装置	型の場合	30,000円 (税込31,500円)
		(E) 回線接続装置	型の場合	11,000円 (税込11,550円)

ウ 特別な電気通信設備

月額

特別な電気通信設備	別に算定する実費
-----------	----------

第2の2 セルリレーサービス（臨時デジタルデータ契約に関するものに限ります。以下この第2の2において同じとします）に関するもの

1 適用

料金の適用については、第2 1の規定のとおりとします。

2 料金額

基本額及び加算額

日額

第2 2の料金額の10分の1

第3 第1種セルリレーサービスに係る特定他社接続回線（特定事業者のデータ伝送サービス契約約款に規定するATMデータ通信網サービスに係るものに限ります。以下第3において同じとします。）に関する料金

1 適用

第1種セルリレーサービスに係る特定他社接続回線に関する料金の適用については、第58条（特定他社接続回線の料金等）の規定及びIPデータサービス契約約款の「特定他社接続回線の料金等」の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用																																															
(1) 特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る料金表の適用	データ伝送サービス区域の設定については、特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る料金表の規定を準用します。																																														
(2) 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用	<p>特定他社接続回線には、次の品目があります。</p> <p>ア 特定事業者の契約約款に規定する論理チャネル（以下「ATMデータ論理チャネル」といいます。）の部分</p> <p>(ア) ATMデータ伝送1型に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>192 Kb/s</td> <td>192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256 Kb/s</td> <td>256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384 Kb/s</td> <td>384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) ATMデータ伝送2型に係るもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <th>上限伝送品目</th> <th>最低伝送品目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.1 Mb/s</td> <td>0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.3 Mb/s</td> <td>0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>0.1 Mb/s</td> <td>0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>0.5 Mb/s</td> <td>0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>0.2 Mb/s</td> <td>0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2 Mb/s</td> <td>1 Mb/s</td> <td>1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>0.3 Mb/s</td> <td>0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>1.5 Mb/s</td> <td>1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4 Mb/s</td> <td>0.4 Mb/s</td> <td>0.4メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	192 Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	256 Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	384 Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	品 目	内 容	上限伝送品目	最低伝送品目	内 容	0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	1 Mb/s	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	0.2 Mb/s	0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	2 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	3 Mb/s	1.5 Mb/s	1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	4 Mb/s	0.4 Mb/s	0.4メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
品 目	内 容																																														
192 Kb/s	192キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
256 Kb/s	256キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
384 Kb/s	384キロビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																														
品 目	内 容																																														
上限伝送品目	最低伝送品目	内 容																																													
0.5 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
0.5 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大0.5メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
1 Mb/s	0.1 Mb/s	0.1メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
1 Mb/s	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大1.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
2 Mb/s	0.2 Mb/s	0.2メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
2 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大2.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
3 Mb/s	0.3 Mb/s	0.3メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
3 Mb/s	1.5 Mb/s	1.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													
4 Mb/s	0.4 Mb/s	0.4メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの																																													

4 Mb/s	2 Mb/s	2.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大4.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	0.5 Mb/s	0.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
5 Mb/s	2.5 Mb/s	2.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大5.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	0.6 Mb/s	0.6メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	3 Mb/s	3.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	0.7 Mb/s	0.7メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大7.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
7 Mb/s	3.5 Mb/s	3.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大7.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	0.8 Mb/s	0.8メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
8 Mb/s	4 Mb/s	4.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大8.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	0.9 Mb/s	0.9メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	4.5 Mb/s	4.5メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	1 Mb/s	1.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
10 Mb/s	5 Mb/s	5.0メガビット/秒の符号伝送が可能であって、最大10.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

イ 特定事業者の契約約款に規定する契約者回線（以下「ATMデータ契約者回線」といいます。）の部分

品 目	内 容
3 Mb/s	3.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
6 Mb/s	6.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
9 Mb/s	9.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
12 Mb/s	12.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
15 Mb/s	15.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
18 Mb/s	18.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
21 Mb/s	21.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
24 Mb/s	24.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
27 Mb/s	27.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
30 Mb/s	30.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
33 Mb/s	33.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
36 Mb/s	36.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

39 Mb / s	39.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの
42 Mb / s	42.0メガビット/秒の符号伝送が可能なもの

(3) 加算料の適用 当社は、次のいずれかの場合には、2(2)に規定する加算料を適用します。ただし、イの場合であって、IPデータサービス契約約款に規定するところにより当該ATMデータ契約者回線に係る料金を適用するときは、この限りではありません。

ア ATMデータ契約者回線について、そのデジタルデータ契約に係るATMデータ論理チャンネルのみ設定されているとき。

イ ATMデータ契約者回線について、そのデジタルデータ契約に係るATMデータ論理チャンネル及びIPデータサービスに係るATMデータ論理チャンネルのみ設定されているとき。

(4) 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用

ア 特定他社接続回線については、最低利用期間があります。

イ アに規定する最低利用期間は、次表のとおりとします。

区 分	最低利用期間
ATMデータ論理チャンネルの部分	特定事業者がそのATMデータ論理チャンネルの提供を開始した日から起算して1年間
ATMデータ契約者回線の部分	特定事業者がそのATMデータ契約者回線の提供を開始した日から起算して1年間

ウ デジタルデータ契約者（特定事業者のATMデータ通信網サービスに関する契約を締結しているデジタルデータ契約者としてします。以下第3において同じとします。）は、最低利用期間内にATMデータ論理チャンネルの廃止又は特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、次表に規定する料金の合計額を一括して支払っていただきます。

区 分	支払っていただく額
ATMデータ論理チャンネルの部分	最低利用期間内にATMデータ論理チャンネルの廃止又は特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る契約の解除があった場合 残余の期間に対応する料金（2(1)に規定する基本料の額とします。）に相当する額
ATMデータ契約者回線の部分	(3)の規定により加算料を適用している特定他社接続回線について、最低利用期間内に特定事業者のATMデータ通信網サービスに係る契約の解除があった場合 残余の期間に対応する料金（2(2)に規定する加算料の額とします。）に相当する額

エ デジタルデータ契約者は、最低利用期間内にATMデータ論理チャンネルに係る品目の変更又はATMデータ契約者回線に係る品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、次表に規定する料金の合計額を一括して支払っていただきます。

区 分	支払っていただく額
ATMデータ論理チャンネルの部分	最低利用期間内にATMデータ論理チャンネルに係る品目の変更があった場合に、変更前の特定他社接続回線の料金の額（2(1)に規定する基本料の額とします。以下この欄において同じとします。）から変更後の特定他社接続回線の料金の額を控除し、残額があるとき その残額に残余の期間を乗じて得た額

A T Mデータ契約者回線の部分	(3)の規定により加算料を適用している特定他社接続回線について、最低利用期間内にA T Mデータ契約者回線に係る品目の変更があった場合に、変更前の特定他社接続回線の料金の額(2(2)に規定する加算料の額とします。以下この欄において同じとします。)から変更後の特定他社接続回線の料金の額を控除し、残額があるとき	その残額に残余の期間を乗じて得た額
------------------	--	-------------------

オ エの場合に、A T Mデータ論理チャンネル又はA T Mデータ契約者回線(以下、エにおいて「A T Mデータ契約者回線等」といいます。)に係る品目の変更と同時にそのA T Mデータ契約者回線等の設置場所において、A T Mデータ契約者回線等の新設、A T Mデータ論理チャンネルの廃止又は特定事業者のA T Mデータ通信網サービスに係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等のA T Mデータ契約者回線等に係る料金額(2に規定する基本料又は加算料の額とします。)を合算して行います。

2 料金額

(1) 基本料

ア A T Mデータ伝送1型

1のA T Mデータ論理チャンネルごとに月額

品 目	料 金 額
1 9 2 K b / s	6 , 7 0 0 円(税込 7,035 円)
2 5 6 K b / s	8 , 9 0 0 円(税込 9,345 円)
3 8 4 K b / s	1 3 , 4 0 0 円(税込 14,070 円)
0 . 5 M b / s	1 7 , 9 0 0 円(税込 18,795 円)
1 M b / s	3 5 , 8 0 0 円(税込 37,590 円)
2 M b / s	6 4 , 8 0 0 円(税込 68,040 円)

イ A T Mデータ伝送2型

1のA T Mデータ論理チャンネルごとに月額

品 目		料 金 額
上限伝送品目	最低伝送品目	
0 . 5 M b / s	0 . 1 M b / s	4 , 1 0 0 円(税込 4,305 円)
0 . 5 M b / s	0 . 3 M b / s	1 0 , 7 0 0 円(税込 11,235 円)
1 M b / s	0 . 1 M b / s	4 , 8 0 0 円(税込 5,040 円)
1 M b / s	0 . 5 M b / s	1 8 , 5 0 0 円(税込 19,425 円)
2 M b / s	0 . 2 M b / s	9 , 3 0 0 円(税込 9,765 円)
2 M b / s	1 M b / s	3 7 , 0 0 0 円(税込 38,850 円)
3 M b / s	0 . 3 M b / s	1 3 , 9 0 0 円(税込 14,595 円)
3 M b / s	1 . 5 M b / s	5 2 , 2 0 0 円(税込 54,810 円)
4 M b / s	0 . 4 M b / s	1 8 , 5 0 0 円(税込 19,425 円)
4 M b / s	2 M b / s	6 7 , 4 0 0 円(税込 70,770 円)
5 M b / s	0 . 5 M b / s	2 3 , 6 0 0 円(税込 24,780 円)
5 M b / s	2 . 5 M b / s	8 4 , 8 0 0 円(税込 89,040 円)
6 M b / s	0 . 6 M b / s	2 7 , 8 0 0 円(税込 29,190 円)
6 M b / s	3 M b / s	1 0 2 , 2 0 0 円(税込 107,310 円)
7 M b / s	0 . 7 M b / s	3 2 , 5 0 0 円(税込 34,125 円)
7 M b / s	3 . 5 M b / s	1 1 7 , 3 0 0 円(税込 123,165 円)
8 M b / s	0 . 8 M b / s	3 7 , 1 0 0 円(税込 38,955 円)
8 M b / s	4 M b / s	1 3 2 , 5 0 0 円(税込 139,125 円)
9 M b / s	0 . 9 M b / s	4 1 , 7 0 0 円(税込 43,785 円)
9 M b / s	4 . 5 M b / s	1 4 6 , 5 0 0 円(税込 153,825 円)

10 Mb / s	1 Mb / s	47,200円(税込49,560円)
10 Mb / s	5 Mb / s	160,600円(税込168,630円)

(2) 加算料
ア 回線使用料

1のATMデータ契約者回線ごとに月額

品 目	料 金 額
3 Mb / s	12,500円(税込13,125円)
6 Mb / s	14,900円(税込15,645円)
9 Mb / s	16,100円(税込16,905円)
12 Mb / s	17,300円(税込18,165円)
15 Mb / s	18,600円(税込19,530円)
18 Mb / s	19,900円(税込20,895円)
21 Mb / s	21,100円(税込22,155円)
24 Mb / s	22,300円(税込23,415円)
27 Mb / s	23,700円(税込24,885円)
30 Mb / s	24,900円(税込26,145円)
33 Mb / s	26,200円(税込27,510円)
36 Mb / s	27,400円(税込28,770円)
39 Mb / s	28,700円(税込30,135円)
42 Mb / s	30,000円(税込31,500円)

第2類 論理パス使用料(論理パスの部分)

第1 臨時デジタルデータ契約以外の契約に関するもの

1 適用

料 金 の 適 用		
(1) 品目に係る料金の適用	フレームリレーサービス及びセルリレーサービスに係る論理パスには、次の品目があります。	
	ア フレームリレーサービスに係るもの	
	品 目	内 容
	0 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	4 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で4キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	1 6 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で16キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	3 2 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で32キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	4 8 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で48キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	6 4 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で64キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	1 2 8 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で128キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	1 9 2 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で192キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	2 5 6 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で256キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	3 8 4 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で384キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
	5 1 2 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で512キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの
7 6 8 K b / s	網ふくそうが発生していない状態で768キロビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの	
1 M b / s	網ふくそうが発生していない状態で1.024メガビット/秒以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの	
	備考	
	1 0 Kb/s 及び 4 Kb/s の品目については、国内論理パスに係るものに限り、国内論理パスに限定します。	
	2 1 の契約者回線等又は特定サービス接続回線に設定できる論理パス数は、片方向で32までとします。 ただし、当社のデジタルデータサービスに関する業務の遂行上支障がない場合は、4,096までの論理パスを設定することができるものとします。	
	3 外国の電気通信事業者の取扱いにより、国際論理パスの品目が制限されることがあります。	
	イ セルリレーサービスに係るもの	
品 目	内 容	
0 K b / s	符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの	
0 . 1 M b / s から 0 . 1 M b / s ごと に 1 M b / s まで	0 . 1メガビット/秒から0 . 1メガビット/秒ごとに1 . 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
1 . 5 M b / s から 0 . 5 M b / s ごと に 5 M b / s まで	1 . 5メガビット/秒から0 . 5メガビット/秒ごとに5 . 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
6 M b / s から 1 M b / s ごとに 1 3 4 M b / s まで	6 . 0メガビット/秒から1 . 0メガビット/秒ごとに1 3 4 . 0メガビット/秒までの符号伝送が可能なもの	
1 3 5 M b / s	1 3 4 . 7メガビット/秒の符号伝送が可能なもの	

	<p>備考</p> <p>1 0 Kb/s の品目については、その契約者回線等が A T M データ伝送 1 型又は A T M データ伝送 2 型以外のものであって、その論理パスが国内論理パスに係る可変速度論理パスである場合に限り提供します。</p> <p>2 0 . 6 Mb/s、0 . 7 Mb/s、0 . 8 Mb/s、0 . 9 Mb/s、1 . 5 Mb/s、2 . 5 Mb/s、3 . 5 Mb/s 又は 4 . 5 Mb/s の品目については、その契約者回線等が A T M データ伝送 2 型である場合に限り提供します。</p> <p>3 1 の契約者回線等 (A T M データ伝送 1 型及び A T M データ伝送 2 型を除きます。) 又は特定サービス接続回線に設定できる論理パス数は、片方向で 3 2 までとします。 ただし、当社のデジタルデータサービスに関する業務の遂行上支障がない場合は、4 , 0 9 6 まで数の論理パスを設定することができるものとします。</p> <p>4 1 の契約者回線等 (A T M データ伝送 1 型又は A T M データ伝送 2 型に限ります。) に設定できる論理パス数は、片方向で 1 までとします。</p> <p>5 外国の電気通信事業者の取扱いにより、国際論理パスの品目が制限されることがあります。</p> <p>6 4 5 M b / s を超える品目については、国内論理パスのみ提供します。</p>						
(2) 細目に係る料金の適用	<p>セルリレーサービスに係る論理パスには、次の通信の態様に係る細目があります。</p> <table border="1" data-bbox="459 779 1485 992"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 779 842 813">区 別</th> <th data-bbox="842 779 1485 813">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 813 842 920">可変速度論理パス</td> <td data-bbox="842 813 1485 920">論理パスのうち、網ふくそうが発生していない状態で、その品目に規定される速度以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 920 842 992">固定速度論理パス</td> <td data-bbox="842 920 1485 992">論理パスのうち、常にその品目に規定される速度の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 第 3 種セルリレーサービスについては、固定速度論理パスのみ提供します。</p> <p>2 A T M データ伝送 2 型に係る第 1 種セルリレーサービスについては、可変速度論理パスのみ提供します。</p>	区 別	内 容	可変速度論理パス	論理パスのうち、網ふくそうが発生していない状態で、その品目に規定される速度以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの	固定速度論理パス	論理パスのうち、常にその品目に規定される速度の符号伝送が可能なもの
区 別	内 容						
可変速度論理パス	論理パスのうち、網ふくそうが発生していない状態で、その品目に規定される速度以上の符号伝送が送信又は受信のいずれか片方向で可能なもの						
固定速度論理パス	論理パスのうち、常にその品目に規定される速度の符号伝送が可能なもの						
(3) 論理パスの設定	<p>ア 当社は、次のことを条件として論理パスの設定を行います。</p> <p>(ア) その論理パスが国内論理パスである場合は、1 の送信の論理パスごとの設定であること。</p> <p>(イ) その論理パスが国際論理パスである場合は、1 組の送信及び受信の論理パスごとの設定であること。</p> <p>(ウ) 1 の契約者回線等において、送信又は受信の論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値の合計がその契約者回線等の品目 (契約者回線等が A T M データ伝送 2 型であるときは、最低伝送品目とします。以下この欄において同じとします。) に係る符号伝送の速度の値を超えると、固定速度論理パスを除く全ての論理パスにおいて同時にその品目に係る符号伝送の速度による通信は行えない場合があること。</p> <p>(エ) その論理パスが国内論理パスである場合は、その論理パスに対し、対応論理パスが設定されること。</p> <p>(オ) 1 の国内論理パス及びその対応論理パス並びに 1 の国際論理パスに係る 1 組の論理パスは、ともに固定速度論理パス又は固定速度論理パス以外の論理パスであること。</p> <p>(カ) 1 の論理パス (固定速度論理パスを除きます。) の品目に係る符号伝送の速度の値は、その契約者回線等の品目に係る符号伝送の速度の値からその契約者回線に係る固定速度論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値の合計を減じた値以下であること。この場合において、契約者回線等が A T M データ伝送 1 型であって、1 9 2 K b / s、2 5 6 K b / s 又は 3 8 4 K b / s の品目のものは、その品目に係る符号伝送の速度について 1 9 2 キロビット / 秒、2 5 6 キロビット / 秒又は 3 8 4 キロビット / 秒とあるのを、それぞれ 0 . 2 メガビット / 秒、0 . 3 メガビット / 秒又は 0 . 4 メガビット / 秒と読み替えて適用するものとします。</p> <p>(キ) 1 の契約者回線等において、送信又は受信の固定速度論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値の合計がその契約者回線等の品目に係る符号伝送の速度の値を超えないこと。</p>						

	<p>(ク) 論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値（その論理パスが国際論理パスである場合は、送信の論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値とします。）の合計が、その契約者回線等（ATMデータ伝送2型を除きます。以下(ク)において同じとします。）の品目に係る符号伝送の速度の値の4分の1以上であること。</p> <p>ただし、その契約者回線等の品目が6.4Kb/sであるときは、この限りではありません。</p> <p>(ケ) その論理パスが国際論理パスである場合は、論理パスの受信の品目に係る符号伝送の速度の値の合計が、その契約者回線等の品目に係る符号伝送の速度の値の2倍を超えないこと。</p> <p>(コ) その論理パスが、ATMデータ伝送2型に係るものである場合は、国際論理パス以外のものであって、論理パスの品目に係る符号伝送の速度の値がそのATMデータ伝送2型の最低伝送品目に係る符号伝送の速度の値と同じであること。</p> <p>イ 当社は、デジタルデータ契約者から特に要請があり、当社のデジタルデータサービスに関する業務の遂行上著しい支障がない場合は、その論理パスが国内論理パスである場合に限り、1の論理パスごとに、暦月を1日単位に、その論理パスの品目とは異なる符号伝送の速度の設定を行います。この場合、その符号伝送の速度は、アの規定に準じて取り扱います。</p> <p>ウ イの規定により論理パスを設定した場合の論理パス使用料は、設定した符号伝送の速度に係る品目に対応する論理パス使用料とし、その利用日数に応じて通則5及び6の規定を適用して料金を算定します。</p> <p>エ デジタルデータ契約者は、(1)に規定する論理パスの品目の変更の請求をすることができます。</p> <p>オ 当社は、エの請求があったときは、第15条（デジタルデータ申込の承諾等）及びアの規定に準じて取り扱います。</p>
<p>(4) 大口複数回線利用割引に係る論理パスの料金の適用</p>	<p>ア 当社は、デジタルデータ契約者が、大口複数回線利用割引の適用を受けている場合には、大口複数回線利用割引に係る論理パスの料金の適用を行います。</p> <p>イ 大口複数回線利用割引に係る論理パスの料金の適用とは、次の全ての条件を満たす論理パスの料金額について、その1の論理パスごとに0.3を乗じて得た額を料金月単位に割引くことをいいます。</p> <p>(ア) 第1類（接続基本料等）第2-1（適用）(2)ウ(ア)に規定する契約者回線等に係る論理パス（その割引取扱回線群に係るものに限り、）又はその対応論理パスであること。</p> <p>(イ) セルリレーサービスに係る国内論理パスであること。</p> <p>ウ 大口複数回線利用割引に係る論理パスの料金の適用の期間は、大口複数回線利用割引に準じて取り扱います。</p> <p>この場合、新たに論理パス（イに規定する条件を満たすものに限り、）の設定があったときは、その提供の開始があった日の属する料金月から適用し、論理パスの廃止があった日の属する料金月の前料金月までとします。</p> <p>エ 当社は、論理パスの料金額に0.3を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、通則9の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p>

2 料金額

(1) フレームリレーサービスに係るもの

a 国内論理バスに係るもの

国内論理バス1回線ごとに月額

品目	料金額
0 K b / s	2,000円(税込2,100円)
4 K b / s	3,000円(税込3,150円)
16 K b / s	7,000円(税込7,350円)
32 K b / s	9,000円(税込9,450円)
48 K b / s	13,000円(税込13,650円)
64 K b / s	16,000円(税込16,800円)
128 K b / s	30,000円(税込31,500円)
192 K b / s	45,000円(税込47,250円)
256 K b / s	60,000円(税込63,000円)
384 K b / s	78,000円(税込81,900円)
512 K b / s	81,000円(税込85,050円)
768 K b / s	95,000円(税込99,750円)
1 M b / s	126,000円(税込132,300円)

b 国際論理バスに係るもの

国際論理バス(送信又は受信)1回線ごとに月額

品目	料金額(月額)			
	ゾーン	ゾーン	ゾーン	ゾーン
	アジア、大洋州	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	中央アメリカ、ヨーロッパ	南アメリカ、アフリカ
16 K b / s	26,000円	29,000円	36,000円	40,000円
32 K b / s	48,000円	52,000円	64,000円	73,000円
48 K b / s	67,000円	73,000円	91,000円	103,000円
64 K b / s	86,000円	93,000円	116,000円	131,000円
128 K b / s	145,000円	156,000円	195,000円	220,000円
192 K b / s	196,000円	212,000円	264,000円	299,000円
256 K b / s	243,000円	263,000円	328,000円	371,000円
384 K b / s	330,000円	357,000円	445,000円	502,000円
512 K b / s	409,000円	442,000円	552,000円	623,000円
768 K b / s	554,000円	600,000円	748,000円	845,000円
1 M b / s	688,000円	744,000円	928,000円	1,048,000円

(2) セルリレーサービスに係るもの

a 国内論理パスに係るもの

国内論理パス1回線ごとに月額

品目	料金額
0 K b / s	2,000円(税込2,100円)
0.1 M b / s	9,000円(税込9,450円)
0.2 M b / s	16,000円(税込16,800円)
0.3 M b / s	30,000円(税込31,500円)
0.4 M b / s	34,000円(税込35,700円)
0.5 M b / s	41,000円(税込43,050円)
0.6 M b / s から 1 M b / s までのもの	79,000円(税込82,950円)
1.5 M b / s 又は 2 M b / s	106,000円(税込111,300円)
2.5 M b / s 又は 3 M b / s	170,000円(税込178,500円)
3.5 M b / s 又は 4 M b / s	192,000円(税込201,600円)
4.5 M b / s 又は 5 M b / s	208,000円(税込218,400円)
6 M b / s	231,000円(税込242,550円)
7 M b / s から 50 M b / s までのもの	231,000円(税込242,550円)に、6 M b / s を超える 1 M b / s までごとに、9,500円(税込9,975円)を加算した額
51 M b / s から 135 M b / s までのもの	649,000円(税込681,450円)に、50 M b / s を超える 1 M b / s までごとに、6,500円(税込6,825円)を加算した額

b 国際論理パスに係るもの

国際論理パス(送信又は受信)1回線ごとに月額

品目	料金額(月額)	
	ゾーン	ゾーン
	アジア	北アメリカ
0.1 M b / s	86,000円	93,000円
0.2 M b / s	196,000円	212,000円
0.3 M b / s	243,000円	263,000円
0.4 M b / s	330,000円	357,000円
0.5 M b / s	409,000円	442,000円
1 M b / s	688,000円	744,000円
2 M b / s	968,000円	1,044,000円
3 M b / s	1,248,000円	1,344,000円
4 M b / s	1,528,000円	1,644,000円
5 M b / s	1,808,000円	1,944,000円
6 M b / s	2,088,000円	2,244,000円
7 M b / s から 50 M b / s までのもの	2,088,000円に、6 M b / s を超える 1 M b / s までごとに、260,000円を加算した額	2,244,000円に、6 M b / s を超える 1 M b / s までごとに、280,000円を加算した額

第2 臨時デジタルデータ契約に関するもの

1 適用

料金の適用については、第1の規定のとおりとします。

2 料金額

日額

第1の料金額の10分の1

第3類 一時金

第1 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第53条（線路設置費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

線 路 設 置 費 の 適 用											
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の端末回線又は契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア デジタルデータ申込者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにデジタルデータ契約を締結して、その場所でデジタルデータサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるデジタルデータサービスに係るデジタルデータ契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>イ デジタルデータサービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; padding: 5px;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるデジタルデータサービスに係るデジタルデータ契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるデジタルデータサービスに係るデジタルデータ契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の端末回線又は契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
(3) 個人から法人への変更等の場合の線路設置費の適用	<p>デジタルデータ契約者について次の変更があったことに伴い、そのデジタルデータ契約をいったん解除し、新たにデジタルデータ申込をしてその承諾を受けた場合において、同一の場所でその端末回線又は契約者回線を新たに工事を要することなく、引続き利用することが出来ること（そのデジタルデータ契約者の業務の同一性及び継続性が認められる場合に限ります。）は、第53条（線路設置費の支払義務）の規定にかかわらず、線路設置費の支払いを要しません。</p> <p>ア 個人から法人への変更</p> <p>イ デジタルデータ契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更</p> <p>ウ デジタルデータ契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更</p> <p>エ デジタルデータ契約者である法人格を有しない社団又は財団の代表者の変更</p> <p>オ その他アからエまでに類する変更</p>										

2 線路設置費の額

(1) 端末回線の設置若しくは移転に関する工事

端末回線 1 回線につき区域外線路 100 メートルまでごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額	
	臨時デジタルデータ契約以外の契約に係るもの	臨時デジタルデータ契約に係るもの
64Kb/s 又は 128Kb/s	13,000円(税込13,650円)	13,000円(税込13,650円)
その他の品目	39,000円(税込40,950円)	39,000円(税込40,950円)

(2) 契約者回線の設置若しくは移転に関する工事

区 分	料 金 額
線路設置費	別に算定する実費

第2 設備費

1 適用

設備費の適用については、第54条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

設備費の適用	設備費は、特別な電気通信設備の部分について適用します。
--------	-----------------------------

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
-------	----------

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

デジタルデータサービスに関する工事費の適用については、第52条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工 事 費 の 適 用															
<p>(1) 工事費の適用</p>	<p>ア 工事費は、工事を要することとなるデジタルデータ回線等において、1の工事ごとに適用します。 ただし、設備費の支払いを要する工事の場合であって配線工事を伴わないときは、工事費は適用しません。</p> <p>イ 1のデジタルデータ契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、工事費の一部を次のとおり減額します。</p> <table border="1" data-bbox="491 533 877 817"> <tr> <td>(ア) 端末回線に係る工事を伴う場合</td> <td>取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき1,000円を減額します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 契約者回線に係る工事を伴う場合</td> <td>取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 論理バス又は相互接続点に係る工事を伴う場合</td> <td>1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。</td> </tr> </table> <p>ウ 回線接続装置 型に係る工事であって、契約者回線等の設置、移転又は回線接続装置の種類の変更を伴わないときは、2（工事費の額）(2)に規定する回線接続装置 型工事費の額から1の工事ごとに次の額を減額した額を適用します。</p> <table border="1" data-bbox="491 913 1481 1057"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">料金額の減額（月額）</th> </tr> <tr> <th>メタルケーブルの場合</th> <th>左欄以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回線接続装置 型工事費</td> <td>5,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	(ア) 端末回線に係る工事を伴う場合	取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき1,000円を減額します。	(イ) 契約者回線に係る工事を伴う場合	取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。	(ウ) 論理バス又は相互接続点に係る工事を伴う場合	1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。	区 分	料金額の減額（月額）		メタルケーブルの場合	左欄以外の場合	回線接続装置 型工事費	5,000円	5,000円
(ア) 端末回線に係る工事を伴う場合	取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき1,000円を減額します。														
(イ) 契約者回線に係る工事を伴う場合	取扱所内工事費について、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。														
(ウ) 論理バス又は相互接続点に係る工事を伴う場合	1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき、1,000円を減額します。														
区 分	料金額の減額（月額）														
	メタルケーブルの場合	左欄以外の場合													
回線接続装置 型工事費	5,000円	5,000円													
<p>(2) 加入契約回線に係る品目の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用</p>	<p>加入契約回線に係る品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>														
<p>(3) 契約者回線に係る品目の変更又は移転の場合の工事費の適用</p>	<p>契約者回線に係る品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事について、移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。</p>														
<p>(4) 端末設備に係る種類の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用</p>	<p>端末設備に係る種類の変更の場合の工事費は、変更後の種類に対応する設備に関する工事について、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>														
<p>(5) 工事の適用区分</p>	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>ア 契約者回線等に係るもの</p> <p>(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="491 1713 1481 2024"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入契約回線の設置に係る工事</td> <td>加入契約回線の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の移転に係る工事</td> <td>加入契約回線の移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の変更に係る工事</td> <td>加入契約回線の品目の変更等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>加入契約回線の利用の一時中断に係る工事</td> <td>加入契約回線の利用の一時中断の場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。	加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。	加入契約回線の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更等の場合に適用します。	加入契約回線の利用の一時中断に係る工事	加入契約回線の利用の一時中断の場合に適用します。				
工事の区分	適 用														
加入契約回線の設置に係る工事	加入契約回線の設置の場合に適用します。														
加入契約回線の移転に係る工事	加入契約回線の移転の場合に適用します。														
加入契約回線の変更に係る工事	加入契約回線の品目の変更等の場合に適用します。														
加入契約回線の利用の一時中断に係る工事	加入契約回線の利用の一時中断の場合に適用します。														

利用の一時中断をした加入契約回線の再利用に係る工事	加入契約回線の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。
---------------------------	------------------------------

(イ) 端末回線に係るもの

工事の区分	適用
端末回線の設置、移転及び変更に係る工事	端末回線の設置、移転、品目の変更、回線接続装置の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。
端末回線の利用の一時中断に係る工事	端末回線の利用の一時中断の場合に適用します。
利用の一時中断をした端末回線の再利用に係る工事	端末回線の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

(ウ) 他社接続回線に係るもの

工事の区分	適用
他社接続回線接続変更に係る工事	他社接続回線接続変更を行う場合に適用します。

(I) 契約者回線に係るもの

工事の区分	適用
契約者回線の設置に係る工事	契約者回線の設置の場合に適用します。
契約者回線の移転に係る工事	契約者回線の移転の場合に適用します。
契約者回線の変更に係る工事	契約者回線について品目の変更、回線接続装置の種類の変更及び回線相互接続等の場合に適用します。
契約者回線の利用の一時中断に係る工事	契約者回線の利用の一時中断の場合に適用します。
利用の一時中断をした契約者回線の再利用に係る工事	契約者回線の利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

イ 論理パスに係るもの

工事の区分	適用
(ア) 論理パスの設定に係る工事	論理パスの設定の場合に適用します。
(イ) 論理パスの変更に係る工事	論理パスについて品目の変更等の場合に適用します。
(ウ) 論理パスの利用の一時中断に係る工事	論理パスの利用の一時中断の場合に適用します。
(I) 利用の一時中断をした論理パスの再利用に係る工事	論理パスの利用の一時中断の再利用の場合に適用します。

2 工事費の額

(1) 契約者回線等に係るもの

ア イ、ウ及びエ以外のもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
加入契約回線の設置に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
加入契約回線の移転に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
加入契約回線の変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
加入契約回線の利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)
備考 加入契約回線の利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

イ 端末回線に係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工 事 費 の 額	
		メタルケーブルの場合	光ケーブルの場合
端末回線の設置、移転及び変更に係る工事	取扱所内工事費	1,000円 (税込 1,050円)	1,000円 (税込 1,050円)
	屋内配線工事費	3,000円 (税込 3,150円)	8,000円 (税込 8,400円)
	回線接続装置 型工事費	5,000円 (税込 5,250円)	7,000円 (税込 7,350円)
	回線接続装置 型工事費	10,000円 (税込 10,500円)	15,000円 (税込 15,750円)
端末回線の利用の一時中断に係る工事		3,500円 (税込 3,675円)	3,500円 (税込 3,675円)
備考 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、別に算定する実費を支払っていただきます。 回線接続装置工事費は、端末回線の設置、移転、品目の変更、利用の一時中断、一時中断の再利用、回線接続装置の種類の変更又は回線相互接続等に伴い、回線接続装置の工事が必要な場合に限り適用します。 端末回線の利用の一時中断に関する工事に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

ウ 他社接続回線に係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
他社接続回線接続変更に係る工事	取扱所内工事費	相互接続点 1箇所ごとに	1,000円 (税込 1,050円)

エ 契約者回線に係るもの

1の工事ごとに

区 分	工事費の額		
	メタルケーブルの場合	光ケーブルの場合	
契約者回線の設置、移転、変更及び一時中断に係る工事	取扱所内工事費	1,000円 (税込1,050円)	1,000円 (税込1,050円)
	屋内配線工事費	3,000円 (税込3,150円)	8,000円 (税込8,400円)
	回線接続装置 型工事費	5,000円 (税込5,250円)	7,000円 (税込7,350円)
	回線接続装置 型工事費	10,000円 (税込10,500円)	15,000円 (税込15,750円)
	回線接続装置 型工事費	-	7,000円 (税込7,350円)
	回線接続装置 型工事費	-	30,000円 (税込31,500円)
	回線接続装置 型工事費	-	30,000円 (税込31,500円)
	回線接続装置 型工事費	-	30,000円 (税込31,500円)
	回線接続装置 型工事費	-	30,000円 (税込31,500円)
備考 契約者回線の利用の一時中断に関する工事に係る工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

(2) 論理パスに係るもの

区 分	工事費の種別	単 位	工事費の額
論理パスの設定に係る工事	取扱所内工事費	1の送信又は受信の論理パスごとに	1,000円 (税込1,050円)
論理パスの変更に係る工事	取扱所内工事費	1の送信又は受信の論理パスごとに	1,000円 (税込1,050円)
論理パスの利用の一時中断に係る工事	取扱所内工事費	1の送信又は受信の論理パスごとに	1,000円 (税込1,050円)
備考 論理パスの利用の一時中断に関する工事に係る取扱所内工事費については、再利用に係る取扱所内工事費を含むものとします。			

別表 デジタルデータサービスにおける基本的な技術的事項

1 フレームリレーサービスに係るもの

(1) 物理的条件及び伝送方式

ア 当社が回線接続装置を設置する場合

加入契約回線の品目等	物理的条件	電気的条件	相互接続回路
64Kb/s 128Kb/s	ネジ止め4端子	TTC標準JT-I430-a	
192Kb/s 256Kb/s 384Kb/s 512Kb/s 768Kb/s 1Mb/s 1.5Mb/s	ネジ止め4端子又は8ピンコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	TTC標準JT-I431-a	

イ 当社が回線接続装置を設置しない場合

加入契約回線の品目等	物理的条件	伝送速度及びベアラ速度
64Kb/s 128Kb/s	2線式インタフェース	AMI 320Kb/s (ITU-T勧告G.961 Appendix 準拠)
192Kb/s 256Kb/s 384Kb/s 512Kb/s 768Kb/s 1Mb/s 1.5Mb/s	F04形単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	CMII 6.312Mb/s

(2) 自営端末設備又は自営電気通信設備の電気的条件等(第2種フレームリレーサービスに係るもの)

ア TTC標準メトリック加入者伝送方式(インタフェース)を用いる場合の電気的条件

契約者回線の品目等	送出電圧
64Kb/s 128Kb/s	負荷抵抗 110 に対して、7.2V(0-P値)以下

(注1) TTC標準メトリック加入者伝送方式(インタフェース)とは、TTC標準JT-961で規定されている方式をいいます。

(注2) 送出電圧は、孤立パルスの中央(時間軸)での値とします。

イ 光ファイバ加入者伝送方式(インタフェース)を用いる場合の光学的条件

契約者回線の品目等	光出力
192Kb/s 256Kb/s 384Kb/s 512Kb/s 768Kb/s 1Mb/s 1.5Mb/s	-7dBm(平均値)以下

2 セルリレーサービスに係るもの

(1) ATM型

ア 物理的条件及び伝送方式

(ア) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	送出電圧等
0.5Mb/s、 1 Mb/s ~ 24Mb/s (1 Mb/s 毎)	UTP-MIC (RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbit/s	NRZI 符号	3.4V 以下 (P-P 値)
0.5Mb/s、 1 Mb/s ~ 40Mb/s (1 Mb/s 毎)	BNC 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412 CNC02 準 拠)	44.736Mbit/s	B3ZS 符号	最大送出電力 + 5.7dBm 以下
0.5Mb/s、 1 Mb/s ~ 135Mb/s (1 Mb/s 毎)	コネクタ F 04 形単心光ファイバコ ネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520Mbit/s	NRZ 符号	光出力 - 8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm

(イ) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目	物理的条件		相互接続回路		
	配線設備を提供しない場合	配線設備を提供する場合	伝送速度	符号形式	光出力等
0.5Mb/s、 1Mb/s ~ 135Mb/s (1M b/s 毎)	コネクタ F 04 形単心光ファイバコ ネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) 又は 2 心光ファイバコネクタ (注) ケーブル SM 型光ファイバケーブル (JIS 規格 C6835 の SSMA - 10/125 準拠)	コネクタ F 04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS 規格 C5973 準 拠)	155.520Mbit/s	NRZ 符号	光出力 + 3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長 1.31 μm

(注) 2心光ファイバコネクタは、スライドロック構造のプッシュオン形締結方式のものであって、

- ・光学的結合方式：バットジョイント方式
- ・機械的結合方式：プラグ（接栓） - アダプタ - プラグ方式
- ・光ファイバ整列方式：フェルルールに形成した2個のガイドライン挿入穴の間に光ファイバを整列する方式のものである。

附 則

(実施期日)

- この約款は、平成6年11月10日から実施します。
- (加算額における実費の算定方法)

この約款における加算額で示す実費は、次のとおり算定します。

- 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

営業費	創設費 × 営業费率
諸 税	創設費 × 諸税率
報 酬	創設費 × 報酬率

(2) 収納すべき月額使用料は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の1/2分の1の額とします。

(別に算定する実費の算定方法)

- この約款における別に算定する実費とは次のとおりとします。
設備費の算定については、当該物品費、取付費及び間接費の合計額とします。
設備費 = 物品費 + 取付費 + 間接費

項 目	区 分	算 定 方 法	
物品費	-	購入価格	
取付費	(1) 労務費	1時間当たり人件費単金 × 延労働時間	左記の(1)、(2)の合計額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品調達に要する費用を加えたもの	
間接費	-	当該物品費及び取付費以外に要する全ての経費	

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成7年11月1日から実施します。
- (経過措置)
- この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成8年6月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成8年10月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成9年4月1日から実施します。
- (経過措置)
- この改正規定実施前から継続して提供しているものであって、同日から平成9年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定される電気通信サービスの料金については、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。
- この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- この改正規定は、平成9年6月1日から実施します。
- (経過措置)
- この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結しているフレームリレー契約は、この改正規定実施の日において、改正後のこの約款の規定による第1種フレームリレーサービスに係るフレームリレー契約とみなします。

- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成9年11月17日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成10年3月1日から実施します。
(国際フレームリレーサービス契約約款の廃止)
- 2 国際フレームリレーサービス契約約款(以下「旧国際フレームリレーサービス契約約款」といいます。)は、廃止します。
(旧国際フレームリレーサービス契約約款に規定する加入契約に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により締結されている加入契約については、なお従前のとおりとします。
(旧国際フレームリレーサービス契約約款に規定する利用契約に関する経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により当社と締結している利用契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社とフレームリレー契約を締結したものとみなします。
(この改正規定実施前に行った手続き等の効力等)
- 5 この改正規定実施前に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
- 6 この改正規定実施の際現に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により提供している国際フレームリレーサービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。
(旧国際フレームリレーサービス契約約款に規定する加入契約に係る料金の取扱いに関する経過措置)
- 7 この改正規定実施前に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により提供している加入契約に係る料金の取扱いは、なお従前のとおりとします。
- 8 旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により提供している加入契約に係る料金額は、次に定める額に消費税相当額を加算しない額とします。

(1) 加入契約者回線使用料等

料金種別	単 位	料 金 額 (月額)
加入契約者回線使用料 64kb/s、128kb/s、 192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1Mb/s、 1.5Mb/s	加入契約者回線1回線ごとに	その加入契約者回線を国内第1種事業者の設置する専用回線とみなした場合において適用される専用回線専用料(消費税相当額を加算しない額とします。)相当額
長期継続利用の取扱いに係る加入契約者回線使用料 64kb/s、128kb/s、 192kb/s、256kb/s、 384kb/s、512kb/s、 768kb/s、1Mb/s、 1.5Mb/s	加入契約者回線1回線ごとに	その加入契約者回線を国内第1種事業者の設置する専用回線とみなした場合において適用される長期継続利用の取扱いに係る専用回線専用料(消費税相当額を加算しない額とします。)相当額

(2) 国際加入ポート料

ア 一般使用に係るもの

1の国際加入ポートごとに月額

区 分	料 金 額
64kb/sのもの	180,000円
128kb/sのもの	290,000円
192kb/sのもの	390,000円
256kb/sのもの	480,000円
384kb/sのもの	640,000円
512kb/sのもの	800,000円
768kb/sのもの	1,080,000円
1Mb/sのもの	1,350,000円
1.5Mb/sのもの	1,840,000円

イ 定期使用に係るもの

1の国際加入ポートごとに月額

料金種別(使用期間)	料 金 額
3年	ア(一般使用に係るもの)の料金額に0.95を乗じて得た額
5年	ア(一般使用に係るもの)の料金額に0.90を乗じて得た額

(3) 加入論理リンク料

ア 4kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	5,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	5,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	7,000円
	南アメリカ、アフリカ	8,000円

イ 8kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	7,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	8,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	10,000円
	南アメリカ、アフリカ	12,000円

ウ 16kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	13,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	14,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	18,000円
	南アメリカ、アフリカ	21,000円

エ 32kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	21,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	23,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	30,000円
	南アメリカ、アフリカ	35,000円

オ 48kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	28,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	31,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	40,000円
	南アメリカ、アフリカ	47,000円

カ 56kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	35,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	39,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	51,000円
	南アメリカ、アフリカ	59,000円

キ 64kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	35,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	39,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	51,000円
	南アメリカ、アフリカ	59,000円

ク 128kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	60,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	66,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	86,000円
	南アメリカ、アフリカ	99,000円

ケ 192kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	81,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	89,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	116,000円
	南アメリカ、アフリカ	134,000円

コ 256kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	100,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	110,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	143,000円
	南アメリカ、アフリカ	165,000円

サ 320kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	118,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	130,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	169,000円
	南アメリカ、アフリカ	195,000円

シ 384kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	137,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	150,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	195,000円
	南アメリカ、アフリカ	225,000円

ス 448kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	153,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	168,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	218,000円
	南アメリカ、アフリカ	252,000円

セ 512kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	169,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	186,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	242,000円
	南アメリカ、アフリカ	279,000円

ソ 576kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	185,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	203,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	264,000円
	南アメリカ、アフリカ	305,000円

タ 640kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	199,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	219,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	285,000円
	南アメリカ、アフリカ	329,000円

チ 704kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	215,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	236,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	307,000円
	南アメリカ、アフリカ	354,000円

ツ 768kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	228,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	251,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	326,000円
	南アメリカ、アフリカ	377,000円

テ 832kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	243,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	267,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	347,000円
	南アメリカ、アフリカ	401,000円

ト 896kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	257,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	282,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	367,000円
	南アメリカ、アフリカ	423,000円

ナ 960kb/sのもの

1の国際論理リンク(送信又は受信)ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	270,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	297,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	386,000円
	南アメリカ、アフリカ	446,000円

二 1 Mb / s のもの

1 の国際論理リンク（送信又は受信）ごとに月額

ゾーン	地 方	料 金 額
	アジア、大洋州	284,000円
	アジア、北アメリカ、西インド、大洋州	312,000円
	中央アメリカ、ヨーロッパ	406,000円
	南アメリカ、アフリカ	468,000円

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 9 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（旧国際フレームリレーサービス契約約款に規定する端末設備使用料の取扱いに関する経過措置）

- 10 この改正規定実施前に、旧国際フレームリレーサービス契約約款の規定により提供している端末設備使用料の取扱いは、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

種 別	単 位	区 分	料金額（月額）
(1) 回線接続装置	1台ごとに	(ア) 64kb/s、又は128kb/s用	6,700円
		(イ) 64kb/s、128kb/s、192kb/s、256kb/s、384kb/s、512kb/s、768kb/s、1Mb/s又は1.5Mb/s用	24,000円
(2) 配線設備	1配線ごとに	加入契約者回線の終端と回線接続装置、その他の端末設備との間に設置する線条（ジャック又はローゼットを含みます。）	その配線を国内第1種事業者の設置する配線設備とみなした場合において適用される配線専用料（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成10年5月1日から実施します。
（フレームリレー契約に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結されているフレームリレー契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により当社とデジタルデータ契約を締結したものとみなします。
（デジタルデータ試験サービス契約約款によるデジタルデータ契約に係るフレームリレーサービス及びセルリレーサービスに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、当社がデジタルデータ試験サービス契約約款の規定により提供しているデジタルデータ契約に係るフレームリレーサービス及びセルリレーサービスは、この改正規定実施の日において、それぞれこの約款の規定により締結したデジタルデータ契約に係る第1種フレームリレーサービス及び第1種セルリレーサービスに移行したものとみなします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前にデジタルデータ試験サービス契約約款の規定により支払い、又は支払わなければならなかった料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成10年6月1日から実施します。
（工事に関する費用の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった工事に関する費用については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成10年7月1日から実施します。
（相互接続論理パスに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が別に定める協定事業者に係る国際フレームリレーサービスの提供を受けるために、当社のデジタルデータ網を経由して当該協定事業者の契約約款に規定する国内利用論理リ

ングを利用している契約者は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により相互接続論理パスの設定を行ったものとみなします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 10 年 11 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種セルリレーサービスについては、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第 1 種セルリレーサービスに移行したものとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により提供している第 1 種セルリレーサービス及び第 3 種セルリレーサービスの論理パスに係る次の表の左欄の品目は、この改正規定実施の日において、それぞれ改定後のこの約款の規定により提供する第 1 種セルリレーサービスの可変論理パスに係る右欄の品目とみなします。

4 kb/s、16kb/s、32kb/s、48kb/s、64kb/s	0.1Mb/s
128kb/s、192kb/s	0.2Mb/s
256kb/s	0.3Mb/s
384kb/s	0.4Mb/s
512kb/s	0.5Mb/s
768kb/s	1 Mb/s
1.5Mb/s	2 Mb/s
4.5Mb/s	5 Mb/s

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 11 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 11 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種セルリレーサービスのうち A T M 専用相当回線を端末回線に使用するものについては、この改正規定実施の日において、改正後の規定による第 2 種セルリレーサービスに移行したものとみなします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 11 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 11 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、デジタルデータ契約者から要請のあった特定他社接続回線については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定（第 54 条（月額料金の日割）及び第 59 条（料金の計算方法）の規定を除きます。）は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 11 年 12 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 12 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 12 年 4 月 20 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 12 年 8 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、デジタルデータ契約者から要請のあった特定他社接続回線（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係るものを除きます。）については、当社が別に定める日までの間、改正後のこの約款の規定は適用がないものとし、その特定他社接続回線については、なお従前のとおり取り扱います。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 12 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 12 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務につい

ては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 12 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 2 月 9 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 13 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 4 月 16 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種フレームリレーサービスの次の表の左欄のプランは、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する第 3 種フレームリレーサービスの次の表の右欄のタイプ 1 に係るプランとみなします。

プラン 1	タイプ 1 に係るプラン 1
プラン 2	タイプ 1 に係るプラン 2
プラン 3	タイプ 1 に係るプラン 3
プラン 4	タイプ 1 に係るプラン 4

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 8 月 10 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 13 年 11 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種フレームリレーサービスのタイプ 2 に係る区分 3 は、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する第 3 種フレームリレーサービスのタイプ 2 に係る区分 4 とみなします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 11 月 20 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 13 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は平成 14 年 2 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 3 月 18 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 9 月 4 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 11 月 19 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 15 年 12 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 3 月 25 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 5 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 5 月 26 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成 16 年 6 月 1 日から実施します。

(第 3 種フレームリレーサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 1 に係る第 3 種フレームリレーサービスは、この改正規定実施の日において、改定後のこの料金表の規定により提供する第 3 種フレームリレーサービスとみなします。

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているタイプ 2 に係る第 3 種フレームリレーサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるものを除いて、なお従前のとおりとします。

(1) 接続機能使用料については、次に定める額とします。

1 の接続機能ごとに月額

区 分	料 金 額
タイプ 2	4,500 円(税込 4,725 円)

(経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 16 年 12 月 1 日から実施します。

(ATM データ伝送 1 型及び ATM データ伝送 2 型に係る第 1 種セルリレーサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、特定事業者の ATM データ通信網サービスに関する契約約款及び料金表によ

り提供を受けているATMデータ論理チャネル（特定事業者がその論理チャネルの提供を開始した日から1年未満のものに限ります。）については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がそのATMデータ論理チャネルの提供を開始した日から起算するものとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、特定事業者のデータ伝送サービスに関する契約約款及び料金表の規定により最低利用期間の適用を受けている特定他社接続回線については、改正後のこの約款の規定による特定他社接続回線に係る最低利用期間の適用を受けるものとし、その最低利用期間は、特定事業者がそのATMデータ契約者回線の提供を開始した日から起算するものとします。

（損害賠償に関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成16年12月10日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年1月25日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年2月2日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月26日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成17年5月27日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年1月24日から実施します。

附 則

（実施期日）

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 18 年 12 月 21 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 19 年 10 月 1 日から実施します。

(第 3 種フレームリレーサービスに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 3 種フレームリレーサービスは、この改正規定実施の日において、「旧第 3 種フレームリレーサービス」とし、当該サービスに関する提供条件は、次に掲げるもののほか、第 1 種フレームリレーサービスの場合に準ずるものとします。

(1) 旧第 3 種フレームリレーサービスは、特定のダイヤルアップ回線（相互接続点を介して利用契約回線（回線収容部であって、デジタルデータ網とダイヤルアップ回線を相互に接続するもの。）と相互に接続する電気通信設備であって、別に定める協定事業者の電気通信サービスに係る契約に基づき、協定事業者の取扱所交換設備とその契約の申込者が指定した場所との間に協定事業者が設置したもの。）を使用して行うフレームリレーサービスをいいます。

(2) 当社は、デジタルデータ契約者（旧第 3 種フレームリレーサービスに係るものに限り、以下この附則において同じとします。）から請求があったときは、その旧第 3 種フレームリレーサービスに係るダイヤルアップ回線の登録内容の変更（その旧第 3 種フレームリレーサービスで利用するダイヤルアップ回線の追加又は廃止をいいます。以下同じとします。）を行います。

(3) (2)の請求があったときは、当社は、第 15 条（デジタルデータ申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(4) 旧第 3 種フレームリレーサービスの最低利用期間は、旧第 3 種フレームリレーサービスの提供を開始した日から起算して 1 月間とし、最低利用期間内にデジタルデータ契約（旧第 3 種フレームリレーサービスに係るものに限り、以下この附則において同じとします。）の解除があった場合の取扱いは、第 1 種フレームリレーサービスの場合に準ずるものとします。

(5) デジタルデータ契約者は、ダイヤルアップ回線（デジタルデータ契約者があらかじめ登録したものに限り、以下この附則において同じとします。）から、接続機能（ダイヤルアップ回線と利用契約回線を接続する機能をいいます。以下この附則において同じとします。）を利用することにより、通信を行うことができます。

(6) 当社は、デジタルデータ契約者から接続機能の廃止の請求があったときは、廃止後の利用契約回線において 1 以上の接続機能が設定されているときに限り、廃止を行います。

(7) 当社は、旧第 3 種フレームリレーサービスの利用者が利用契約回線に接続した場合において一定時間通信を行わないときには、その接続を切断します。

(8) デジタルデータ契約者は、接続通信時間（ダイヤルアップ回線から利用契約回線への接続時間をいいます。以下この附則において同じとします。）に基づいて算定した通信料の支払いを要します。

(9) 旧第 3 種フレームリレーサービスについては、第 50 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 2 号の表の 1 欄中「1 時間」とあるのは、「24 時間」と読み替えて適用するものとします。

(10) 旧第 3 種フレームリレーサービスについては、第 50 条（定額利用料の支払義務）第 2 項第 2 号、第 3

項第2号及び第4項第2号の表の適用にあたり、ユニバーサルサービス料については支払いを要しない料金の対象としません。

(11) 旧第3種フレームリレーサービスについては、第62条（責任の制限）第2項に規定する賠償に係る料金額は、デジタルデータ回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に対応する当該旧第3種フレームリレーサービスに係る次の料金の合計額（そのデジタルデータ回線等の一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）とします。

ア 定額利用料（ユニバーサルサービス料を除きます。）

イ 通信料（旧第3種フレームリレーサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日が属する月の前6月の1日当たりの平均利用料（前6月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(12) 当社は、デジタルデータ契約者が別に定める変更等の通知の届出を行わなかった場合は、当社と協定事業者との相互接続協定に基づき、協定事業者から、デジタルデータ契約者と協定事業者との電話サービス及び総合デジタル通信サービスに関する契約に係る氏名及び住所等について、通知を受けることがあります。

3 旧第3種フレームリレーサービスに関する料金その他の取扱いは、次に掲げるもののほか、第1種フレームリレーサービスの場合に準ずるものとします。

(1) 旧第3種フレームリレーサービス（別に定める協定事業者との接続に係るものであって、その協定事業者が料金を設定するものを除きます。）については、協定事業者の電気通信サービスの提供区間を併せて当社が料金を定めます。

(2) 旧第3種フレームリレーサービスに関する適用

料金の適用については、第50条（定額利用料の支払義務）及びこの附則の第2項第8号の規定によるほか次のとおりとします。

料 金 の 適 用							
ア 接続機能の種類	<p>旧第3種フレームリレーサービスに係る接続機能には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占有型</td> <td>あらかじめ指定されたダイヤルアップ回線のうち、1のダイヤルアップ回線の接続を保証するもの</td> </tr> <tr> <td>共有型</td> <td>あらかじめ指定された1のダイヤルアップ回線の接続を保証しないもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>(ア) 1のデジタルデータ契約に係る接続機能の数は、当社が別に定める数までとします。</p> <p>(イ) デジタルデータ契約者は、当社が別に定めるところに従って、グループ識別符号（デジタルデータ契約者を識別するための英字及び数字の組合せであって、デジタルデータ契約者が当社に通知するものをいいます。以下同じとします。）を送信することにより、通信を行うことができます。</p> <p>(ウ) 利用する接続機能は、あらかじめデジタルデータ契約者が指定した種類及び数のものに限ります。</p> <p>(エ) デジタルデータ契約者は、接続機能の追加及び種類の変更の請求をすることができます。</p> <p>(オ) 当社は、(エ)の請求があったときは、第15条（デジタルデータ申込の承諾等）の規定に準じて取り扱います。</p>	区 分	内 容	占有型	あらかじめ指定されたダイヤルアップ回線のうち、1のダイヤルアップ回線の接続を保証するもの	共有型	あらかじめ指定された1のダイヤルアップ回線の接続を保証しないもの
区 分	内 容						
占有型	あらかじめ指定されたダイヤルアップ回線のうち、1のダイヤルアップ回線の接続を保証するもの						
共有型	あらかじめ指定された1のダイヤルアップ回線の接続を保証しないもの						
イ 通信料に係るプラン等	<p>(ア) 旧第3種フレームリレーサービスの通信料（(1)に規定するところにより当社が料金を設定するものに限ります。以下同じとします。）を適用するにあたって、次表のとおり、旧第3種フレームリレーサービスに係るダイヤルアップ回線の区分を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>タイプ2</td> <td>特定ダイヤルアップ回線（移動体通信事業者（電気通信番号規則第9条第3号又は第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者をいいます。以下同じとします。）に係るダイヤルアップ回線をいいます。以下同じとします。）を使用するもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	特定ダイヤルアップ回線（移動体通信事業者（電気通信番号規則第9条第3号又は第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者をいいます。以下同じとします。）に係るダイヤルアップ回線をいいます。以下同じとします。）を使用するもの
区 分	内 容						
タイプ1	タイプ2以外のもの						
タイプ2	特定ダイヤルアップ回線（移動体通信事業者（電気通信番号規則第9条第3号又は第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者をいいます。以下同じとします。）に係るダイヤルアップ回線をいいます。以下同じとします。）を使用するもの						

(イ) タイプ2に係る特定ダイヤルアップ回線には、次の区分があります。

区 分	内 容
区分1	株式会社ウィルコム又は株式会社ウィルコム沖縄に係るもの
区分3	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州に係るもの
区分4	ソフトバンクモバイル株式会社に係るもの

(ウ) 旧第3種フレームリレーサービス(ア)に規定するタイプ1に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。)には、次のプランがあります。

区 分	内 容
プラン1	通信料について、1のダイヤルアップ回線ごとに(3)ウ(イ)に規定する料金を適用するもの
プラン2	通信料について、1のダイヤルアップ回線ごとに月間累積接続通信時間(そのダイヤルアップ回線に係る接続通信時間を料金月単位に累積したものをいいます。以下同じとします。)が15時間を超えない部分について(3)ウ(ア)に規定する定額通信料を適用し、月間累積接続通信時間が15時間を超える部分について(3)ウ(イ)に規定する料金を適用するもの
プラン3	通信料について、1のダイヤルアップ回線ごとに月間累積接続通信時間が25時間を超えない部分について(3)ウ(ア)に規定する定額通信料を適用し、月間累積接続通信時間が25時間を超える部分について(3)ウ(イ)に規定する料金を適用するもの
プラン4	通信料について、1のダイヤルアップ回線ごとに月間累積接続通信時間が45時間を超えない部分について(3)ウ(ア)に規定する定額通信料を適用し、月間累積接続通信時間が45時間を超える部分について(3)ウ(イ)に規定する料金を適用するもの
備考	デジタルデータ契約者は、その旧第3種フレームリレーサービスに係る1のダイヤルアップ回線ごとに、プランを指定していただきます。

(イ) デジタルデータ契約者は、(ウ)に規定するプランの変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、請求のあった日の属する料金月の翌料金月の初日から変更するものとします。

(オ) 当社は、(イ)の請求があったときは、第15条(デジタルデータ申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

(カ) デジタルデータ契約者は、プラン2、プラン3又はプラン4を指定しているときは、そのダイヤルアップ回線に係る月間累積接続通信時間が(ウ)の表に規定する定額通信料に係る時間に満たない場合であっても、(3)ウ(ア)に規定する定額通信料を支払っていただきます。

ただし、次の場合に該当するときは、通則5及び6の規定にかかわらず、その旧第3種フレームリレーサービスに係るダイヤルアップ回線(cの場合に該当するときは、その登録内容の変更に係るダイヤルアップ回線に限ります。)について、月間累積接続通信時間を(ウ)の表に規定する定額通信料に係る時間で除した値を(3)ウ(ア)に規定する定額通信料に乗じて得た額を支払っていただきます。

- a 料金月の初日以外の日に旧第3種フレームリレーサービスの提供の開始があったとき。
- b 料金月の初日以外の日に旧第3種フレームリレーサービスの解除があったとき。
- c 料金月の初日以外の日に旧第3種フレームリレーサービスに係るダイヤルアップ回線の登録内容の変更があったとき。
- d 料金月の初日に旧第3種フレームリレーサービスの提供を開始し、その日にその旧第3種フレームリレーサービスの解除があったとき。
- e 旧第3種フレームリレーサービスの接続休止をしたとき。

	<p>(キ) 旧第3種フレームリレーサービスについて、デジタルデータ契約者の責めによらない理由により、その旧第3種フレームリレーサービスを全く利用できない状態が生じた場合は、第50条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表及び第3項第2号の表の規定にかかわらず、月間累計接続通信時間が(ウ)の表に規定する時間に満たないときに限り、第50条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表及び第3項第2号の表の規定（旧第3種フレームリレーサービスの接続休止をしたときを除きます。）を適用します。 この場合の支払いを要しない料金は、次の算式により求めた時間により算定するものとします。</p> $\text{定額通信料に係る時間} \times \frac{\text{利用できなかった日数}}{\text{当該料金月の日数}}$
ウ 通信料の適用	ダイヤルアップ回線が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款に規定する総合デジタル通信サービスに係る契約者回線であって、2のBチャンネルを利用する場合の通信料の適用については、それぞれのBチャンネルごとに(3)ウに規定する料金を適用して算定し、その料金を合計した額とします。
エ ユニバーサルサービス料の適用	<p>(ア) 当社は、利用契約回線に係る電気通信番号（旧第3種フレームリレーサービスの利用者がダイヤルアップ回線から利用契約回線に接続するために使用する別に定める電気通信番号であって、当社がデジタルデータ契約者に付与するものをいいます。以下同じとします。）について、1の電気通信番号ごとに(3)エに規定するユニバーサルサービス料（事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて当社が定める料金をいいます。以下同じとします。）を適用します。</p> <p>(イ) ユニバーサルサービス料は、暦月の末日において当社がデジタルデータ契約者に付与している電気通信番号に限り適用します。</p> <p>(ウ) 当社は、ユニバーサルサービス料について、通則5及び6の規定にかかわらず、日割を行いません。</p>
オ 接続通信時間の測定	<p>(ア) 接続通信時間は、旧第3種フレームリレーサービスの利用者が、ダイヤルアップ回線から利用契約回線に接続した時刻から起算し、当該サービスの利用者からの通信終了の信号を受け、又は第46条（通信利用の制限）の規定若しくはこの附則の第2項第7号の規定によりその通信をできない状態とした時刻までの経過時間とし、当社の機器により測定します。</p> <p>(イ) (ア)の規定に係る接続通信時間には、そのデジタルデータ契約者以外の者が接続した場合の接続通信時間を含みます。</p>

(3) 旧第3種フレームリレーサービスに係る料金額については、次のとおりとします。

ア 接続基本料

(ア) 基本料

利用契約回線1回線ごとに月額	
品 目	料 金 額
64Kb/s	1,000円(税込1,050円)
128Kb/s	1,000円(税込1,050円)
192Kb/s	1,000円(税込1,050円)
256Kb/s	1,000円(税込1,050円)
384Kb/s	1,000円(税込1,050円)
512Kb/s	1,000円(税込1,050円)
768Kb/s	1,000円(税込1,050円)
1Mb/s	1,000円(税込1,050円)
1.5Mb/s	1,000円(税込1,050円)

イ 接続機能使用料

1の接続機能ごとに月額	
区 分	料 金 額
占有型	5,000円(税込5,250円)
共有型	1,000円(税込1,050円)

ウ 通信料

(ア) 定額通信料の部分

1のダイヤルアップ回線ごとに月額

区分	料金額
定額通信料	
プラン2	4,500円(税込4,725円)
プラン3	7,200円(税込7,560円)
プラン4	12,500円(税込13,125円)

(イ) (ア)以外の部分

プラン1に係るもの

区分	単位	料金額
通信料	1の通信につき通信時間1分までごとに	10円(税込10.5円)

プラン2、プラン3又はプラン4に係るもの

区分	単位	料金額
通信料	通信時間1分までごとに	10円(税込10.5円)

及び 以外のもの

区分	時間帯	単位	料金額
通信料	a 区分1に係る特定ダイヤルアップ回線を使用するもの	(a) 午前3時から午後7時までの間	1の通信につき通信時間1分までごとに 10円 (税込10.5円)
		(b) (a)を除く全時間帯	13円 (税込13.65円)
	b 区分3に係る特定ダイヤルアップ回線を使用するもの	(a) 午前2時から午後7時までの間	10円 (税込10.5円)
		(b) (a)を除く全時間帯	13円 (税込13.65円)
	c 区分4に係る特定ダイヤルアップ回線を使用するもの	全時間帯	22円 (税込23.1円)

エ ユニバーサルサービス料

利用契約回線に係る電気通信番号1ごとに月額

区分	料金額
ユニバーサルサービス料	7円(税込7.35円)

(4) 論理パスに関する適用

ア 旧第3種フレームリレーサービスについては、国内論理パスのみ提供します。

イ 旧第3種フレームリレーサービスに係る論理パスは、その着信先が利用契約回線でないときに限り、設定します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

(損害賠償に関する経過措置)

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は平成20年1月1日から実施します。

(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)

2 平成19年10月1日実施の附則(J07019912)第3項に規定するユニバーサルサービス料の料金額について、「7円(税込7.35円)」を「6円(税込6.3円)」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 21 年 2 月 1 日から実施します。
(ユニバーサルサービス料に関する経過措置)
- 2 平成 20 年 1 月 1 日実施の附則 (J07028535) 第 2 項に規定するユニバーサルサービス料の料金額について、「6 円(税込 6.3 円)」を「8 円(税込 8.4 円)」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は平成 21 年 12 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 22 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。
(他社接続回線の共用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により他社接続回線の共用を利用している他社接続回線の取扱いは、なお従前のおりとしします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成 23 年 12 月 1 日から実施します。

別紙 1 業務区域

1 業務区域

(1) 次に掲げる駅構内及びその周辺地域の一部

線 区	業 務 区 域
函館本線	函館駅、札幌駅、苗穂駅、旭川駅
室蘭本線	東室蘭駅、苫小牧駅
千歳線	新千歳空港駅
根室本線	帯広駅、釧路駅
石北本線	北見駅
東北本線	秋葉原駅、上野駅、田端駅、浮間舟渡駅、大宮駅、小山駅、宇都宮駅、那須塩原駅、新白河駅、郡山駅、福島駅、白石蔵王駅、仙台駅、新利府駅、一ノ関駅、水沢江刺駅、北上駅、新花巻駅、盛岡駅、青森駅、いわて沼宮内駅、二戸駅、八戸駅
陸羽東線	古川駅
奥羽本線	山形駅、新庄駅、秋田駅、大館駅、弘前駅
高崎線	熊谷駅、本庄早稲田駅、高崎駅
上越線	上毛高原駅、越後湯沢駅、浦佐駅
信越本線	長野駅、直江津駅、長岡駅、燕三条駅、新潟駅
篠ノ井線	松本駅
常磐線	水戸駅
総武本線	千葉駅
中央本線	飯田橋駅、国立駅、立川駅、八王子駅、甲府駅、多治見駅、神領駅、金山駅
山手線	恵比寿駅、渋谷駅、新宿駅、池袋駅
東海道本線	東京駅、品川駅、川崎駅、横浜駅、小田原駅、熱海駅、三島駅、新富士駅、静岡駅、掛川駅、浜松駅、豊橋駅、三河安城駅、名古屋駅、岐阜駅、岐阜羽島駅、米原駅、京都駅、吹田駅、新大阪駅、大阪駅、三ノ宮駅、神戸駅、新神戸駅
横浜線	新横浜駅
武蔵野線	梶ヶ谷貨物ターミナル駅
北陸本線	敦賀駅、武生駅、金沢駅、富山駅
関西本線	四日市駅、天王寺駅
大阪環状線	西九条駅
阪和線	和歌山駅
山陽本線	兵庫駅、西明石駅、姫路駅、相生駅、岡山駅、広島駅
山陰本線	鳥取駅、米子駅
予讃線	高松駅、宇多津駅、松山駅
高德線	徳島駅
土讃線	高知駅
鹿児島本線	門司港駅、門司駅、小倉駅、吉塚駅、博多駅、熊本駅、新八代駅、鹿児島中央駅
長崎本線	佐賀駅、長崎駅
佐世保線	早岐駅
日豊本線	大分駅、宮崎駅、上岡駅

(2) 次に掲げるデジタルデータ取扱局に係るもの

デジタルデータ取扱局	業 務 区 域
釧路	北海道釧路市の一部
札幌	北海道札幌市 北区の一部、白石区の一部、中央区の一部、豊平区の一部、東区の一部
札幌 2	北海道札幌市 東区の一部、中央区の一部、白石区の一部
札幌 3	北海道札幌市 北区の一部、東区の一部、白石区の一部、豊平区の一部、中央区の一部
札幌 4	北海道札幌市 中央区の一部、西区の一部、東区の一部
函館	北海道函館市の一部
盛岡	岩手県盛岡市の一部
山形	山形県山形市城南町の一部
仙台	宮城県仙台市 青葉区の一部、太白区の一部、宮城野区の一部、若林区の一部
仙台 2	宮城県仙台市 青葉区の一部、宮城野区の一部、若林区の一部
仙台 3	宮城県仙台市 若林区の一部、宮城野区の一部
仙台 4	宮城県仙台市宮城野区榴岡の一部
黒川	宮城県黒川郡富谷町の一部
福島	福島県福島市の一部
自治医大	栃木県下野市医大前の一部
小山	栃木県小山市横倉新田の一部
印西	千葉県印西市大塚の一部
印西 2	千葉県印西市大塚の一部
稲毛	千葉県千葉市稲毛区弥生町の一部
海浜幕張	千葉県千葉市美浜区中瀬の一部
海浜幕張 2	千葉県千葉市美浜区中瀬の一部
松戸	千葉県松戸市新松戸東の一部
君津	千葉県君津市君津の一部
保土ヶ谷	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町の一部
川崎 2	神奈川県川崎市幸区堀川町の一部
川崎 3	神奈川県川崎市川崎区宮本町の一部
川崎 4	神奈川県川崎市川崎区東田の一部
川崎 5	神奈川県川崎市高津区末長の一部
中原	神奈川県川崎市中原区下小田中の一部
中原 2	神奈川県川崎市中原区上小田中の一部
神奈川新町	神奈川県横浜市神奈川区新浦島町の一部
神奈川新町 2	神奈川県横浜市 神奈川区の一部、港北区の一部、西区の一部
新子安	神奈川県横浜市神奈川区新子安の一部
港北	神奈川県横浜市港北区新横浜の一部
港北 2	神奈川県横浜市港北区新横浜の一部
都筑	神奈川県横浜市都筑区川向町の一部
横浜金沢	神奈川県横浜市金沢区昭和町の一部
蒲田	東京都大田区の一部 神奈川県川崎市の一部
東京	東京都 江東区の一部、墨田区の一部、台東区の一部、中央区の一部、千代田区の一部、 文京区の一部、港区の一部
東京 2	東京都千代田区丸の内の一部
東京 3	東京都千代田区丸の内の一部
東京 4	東京都千代田区丸の内の一部

東京 5	東京都千代田区大手町の一部
東京 6	東京都千代田区大手町の一部
東京 7	東京都千代田区有楽町の一部
東京 8	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、港区の一部
神田	東京都 千代田区の一部、中央区の一部、新宿区の一部、文京区の一部、台東区の一部
神田 2	東京都 千代田区の一部、文京区の一部、新宿区の一部、中央区の一部
神田 3	東京都千代田区神田駿河台の一部
霞ヶ関	東京都 千代田区の一部、中央区の一部、港区の一部、新宿区の一部
霞ヶ関 2	東京都千代田区霞ヶ関の一部
霞ヶ関 3	東京都千代田区霞ヶ関の一部
八丁堀	東京都 中央区の一部、千代田区の一部
恵比寿	東京都 品川区の一部、渋谷区の一部、港区の一部、目黒区の一部
品川港南	東京都港区港南の一部
品川港南 2	東京都港区港南の一部
品川	東京都品川区二葉の一部
品川 2	東京都品川区東品川の一部
品川 3	東京都品川区北品川の一部
大崎	東京都品川区大崎の一部
大崎 2	東京都 品川区の一部、渋谷区の一部、港区の一部、目黒区の一部
大森	東京都品川区南大井の一部
平和島	東京都大田区平和島の一部
浜松町	東京都 千代田区の一部、中央区の一部、港区の一部
浜松町 2	東京都 中央区の一部、港区の一部
竹芝	東京都 港区の一部、中央区の一部
台場	東京都港区台場の一部
西葛西	東京都江戸川区西葛西の一部
西葛西 2	東京都江戸川区西葛西の一部
西葛西 3	東京都江戸川区西葛西の一部
錦糸町	東京都墨田区錦糸の一部
錦糸町 2	東京都墨田区錦糸の一部
錦糸町 3	東京都 墨田区の一部、江東区の一部、台東区の一部
錦糸町 4	東京都墨田区江東橋の一部
東陽町	東京都江東区の一部
南砂	東京都江東区南砂の一部
有明	東京都江東区有明の一部
青海	東京都江東区青海の一部
福住	東京都江東区福住の一部
田端	東京都 足立区の一部、荒川区の一部、北区の一部、台東区の一部、豊島区の一部、文京区の一部
板橋	東京都北区滝野川の一部
舟渡	東京都板橋区舟渡の一部

池袋	東京都 板橋区の一部、北区の一部、新宿区の一部、豊島区の一部、文京区の一部
弥生	東京都文京区弥生の一部
秋葉原	東京都 千代田区の一部、文京区の一部、中央区の一部、台東区の一部
秋葉原 2	東京都 千代田区の一部、文京区の一部、中央区の一部、台東区の一部、江東区の一部、墨田区の一部
日本橋	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、文京区の一部、台東区の一部、墨田区の一部、江東区の一部
日本橋 2	東京都中央区日本橋室町の一部
日本橋 3	東京都中央区日本橋室町の一部
日本橋 4	東京都中央区日本橋本町の一部
日本橋 5	東京都中央区日本橋本町の一部
日本橋 6	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、台東区の一部、墨田区の一部、江東区の一部
日本橋 7	東京都中央区日本橋の一部
東日本橋	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、墨田区の一部、江東区の一部
新川	東京都 中央区の一部、江東区の一部、千代田区の一部
新川 2	東京都中央区新川の一部
明石	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、港区の一部、江東区の一部
晴海	東京都 中央区の一部、港区の一部、江東区の一部
勝どき	東京都中央区勝どきの一部
東銀座	東京都 中央区の一部、千代田区の一部、港区の一部、江東区の一部
内幸町	東京都千代田区内幸町の一部
新橋	東京都 港区の一部、中央区の一部、千代田区の一部
新橋 2	東京都港区東新橋の一部
虎ノ門	東京都港区虎ノ門の一部
虎ノ門 2	東京都港区虎ノ門の一部
芝公園	東京都 港区の一部、中央区の一部、千代田区の一部
高輪	東京都 品川区の一部、渋谷区の一部、港区の一部、目黒区の一部
目黒	東京都目黒区上目黒の一部
六本木	東京都港区六本木の一部
一ツ橋	東京都千代田区一ツ橋の一部
九段	東京都 千代田区の一部、新宿区の一部、文京区の一部
信濃町	東京都新宿区信濃町の一部
信濃町 2	東京都 新宿区の一部、千代田区の一部、渋谷区の一部、港区の一部
飯田橋	東京都 千代田区の一部、文京区の一部、新宿区の一部
新宿	東京都 新宿区の一部、渋谷区の一部、中野区の一部
西新宿	東京都新宿区西新宿の一部
西新宿 2	東京都新宿区西新宿の一部

西新宿 3	東京都 新宿区の一部、中野区の一部、渋谷区の一部、港区の一部
西新宿 4	東京都新宿区西新宿の一部
西新宿 5	東京都 新宿区の一部、中野区の一部、渋谷区の一部、港区の一部
西新宿 6	東京都 新宿区の一部、中野区の一部、渋谷区の一部
西新宿 7	東京都新宿区西新宿の一部
千駄ヶ谷	東京都 渋谷区の一部、新宿区の一部、港区の一部
渋谷	東京都渋谷区渋谷の一部
渋谷 2	東京都渋谷区道玄坂の一部
渋谷 3	東京都 渋谷区の一部、港区の一部、目黒区の一部
渋谷 4	東京都渋谷区神南の一部
渋谷 5	東京都渋谷区神宮前の一部
渋谷 6	東京都渋谷区渋谷の一部
荻窪	東京都杉並区の一部
三鷹	東京都 三鷹市の一部、調布市の一部、武蔵野市の一部、世田谷区の一部
国分寺	東京都国分寺市光町の一部
福生	東京都福生市福生の一部
多摩	東京都多摩市鶴牧の一部
多摩 2	東京都多摩市鶴牧の一部
大宮	埼玉県さいたま市大宮区北袋町の一部
大宮 2	埼玉県さいたま市大宮区錦町の一部
大宮 3	埼玉県さいたま市中央区大字上落合の一部
大宮 4	埼玉県さいたま市 大宮区の一部、北区の一部、中央区の一部
大宮 5	埼玉県さいたま市大宮区大成町の一部
上福岡	埼玉県上福岡市上福岡の一部
高崎	群馬県高崎市の一部
館林	群馬県館林市野辺町の一部
諏訪	長野県諏訪市大和の一部
諏訪 2	長野県諏訪郡下諏訪町の一部
長野	長野県長野市の一部
塩尻	長野県塩尻市広丘原新田の一部
塩尻 2	長野県塩尻市大門八幡町の一部
新潟	新潟県新潟市中央区の一部
新潟 2	新潟県新潟市中央区の一部
沼津	静岡県沼津市大岡の一部
静岡	静岡県静岡市葵区の一部
焼津	静岡県焼津市駅北の一部
浜松	静岡県浜松市中区板屋町の一部
名古屋	愛知県名古屋市 熱田区の一部、昭和区の一部、中区の一部、中川区の一部、中村区の一部
名古屋 2	愛知県名古屋市 中区の一部、昭和区の一部、瑞穂区の一部、熱田区の一部
名古屋 3	愛知県名古屋市 中村区の一部、中川区の一部、中区の一部、西区の一部
名古屋 4	愛知県名古屋市 中村区の一部、中川区の一部、中区の一部、西区の一部
名古屋 5	愛知県名古屋市 中村区の一部、中区の一部、熱田区の一部

名古屋 6	愛知県名古屋市 中村区の一部、中区の一部、昭和区の一部、東区の一部、北区の一部、千種区の一部
名古屋 7	愛知県名古屋市 中区の一部、東区の一部、千種区の一部
名古屋 8	愛知県名古屋市 熱田区の一部、中川区の一部、昭和区の一部、瑞穂区の一部、中区の一部、中村区の一部、港区の一部
名古屋 9	愛知県名古屋市東区葵の一部
名古屋 10	愛知県名古屋市瑞穂区高辻町の一部
烏森	愛知県名古屋市 中川区の一部、中村区の一部
津	三重県津市羽所町の一部
志摩	三重県志摩市阿児町の一部
金沢東	石川県金沢市の一部
金沢	石川県金沢市の一部
小松	石川県小松市符津町の一部
大津	滋賀県大津市園山の一部
京都	京都府京都市 西区の一部、下京区の一部、東山区の一部
京都 2	京都府京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町の一部
京都 3	京都府京都市 中京区の一部、上京区の一部、左京区の一部、東山区の一部、下京区の一部
京都 4	京都府京都市南区上鳥羽角田町の一部
京都 5	京都府京都市下京区南不動堂町の一部
大阪	大阪府大阪市 淀川区の一部、北区の一部 大阪府豊中市の一部
大阪 2	大阪府大阪市西淀川区歌島の一部
大阪 3	大阪府大阪市 中央区の一部、西区の一部、福島区の一部、浪速区の一部
大阪 5	大阪府大阪市 中央区の一部、北区の一部、都島区の一部、西区の一部、福島区の一部
大阪 6	大阪府大阪市天王寺区悲田院町の一部
大阪 7	大阪府大阪市 中央区の一部、北区の一部、都島区の一部、西区の一部、天王寺区の一部、浪速区の一部
大阪 8	大阪府大阪市 中央区の一部、北区の一部、都島区の一部、西区の一部、天王寺区の一部、浪速区の一部
大阪 9	大阪府大阪市 西区の一部、福島区の一部、北区の一部、中央区の一部、浪速区の一部
大阪 10	大阪府大阪市 阿倍野区の一部、天王寺区の一部、浪速区の一部、西成区の一部、東住吉区の一部
大阪 11	大阪府大阪市 中央区の一部、西区の一部、北区の一部、福島区の一部、天王寺区の一部、都島区の一部、浪速区の一部
大阪 12	大阪府大阪市中央区久太郎町の一部
大阪 13	大阪府大阪市中央区瓦町の一部
大阪 14	大阪府大阪市中央区安土町の一部
大阪 15	大阪府大阪市西区阿波座の一部
大阪 16	大阪府大阪市中央区高麗橋の一部
大阪 17	大阪府大阪市淀川区宮原の一部
大阪 18	大阪府大阪市中央区備後町の一部
大阪 19	大阪府大阪市中央区南本町の一部
大阪 20	大阪府大阪市中央区城見の一部

梅田	大阪府大阪市 北区の一部、淀川区の一部、都島区の一部、中央区の一部、西区の一部、福島区の一部
梅田 2	大阪府大阪市 北区の一部、福島区の一部、淀川区の一部、中央区の一部、西区の一部
梅田 3	大阪府大阪市 北区の一部、福島区の一部、西区の一部
梅田 4	大阪府大阪市 北区の一部、福島区の一部、中央区の一部、都島区の一部
梅田 5	大阪府大阪市 北区の一部、福島区の一部、淀川区の一部、都島区の一部
梅田 6	大阪府大阪市 北区の一部、福島区の一部、都島区の一部、西区の一部、中央区の一部
梅田 7	大阪府大阪市北区堂島の一部
梅田 8	大阪府大阪市北区中之島の一部
梅田 9	大阪府大阪市北区大淀南の一部
守口	大阪府守口市京阪本通の一部
守口 2	大阪府守口市川原町の一部
門真	大阪府門真市大字門真の一部
吹田	大阪府吹田市目伎町の一部
神戸	兵庫県神戸市 中央区の一部、兵庫区の一部
神戸 2	兵庫県神戸市中央区東川崎町の一部
神戸 3	兵庫県神戸市灘区六甲台町の一部
神戸 4	兵庫県神戸市 西区の一部
神戸 5	兵庫県神戸市中央区湊島中町の一部
神戸 6	兵庫県神戸市兵庫区和田崎町の一部
神戸 7	兵庫県神戸市灘区の一部
岡山	岡山県岡山市 北区の一部、中区の一部
高松	香川県高松市の一部
宇多津	香川県綾歌郡宇多津町浜の一部
松山	愛媛県松山市堀江町の一部
西条	愛媛県西条市の一部
広島	広島県広島市 東区の一部、中区の一部、西区の一部、南区の一部、安佐南区の一部
広島 2	広島県広島市南区松原町の一部
広島 3	広島県広島市 東区の一部、中区の一部、西区の一部、南区の一部
広島 4	広島県広島市 東区の一部、中区の一部、西区の一部、南区の一部
広島 5	広島県広島市南区大洲の一部
下関	山口県下関市竹崎の一部
下関 2	山口県下関市の一部
福岡	福岡県福岡市 早良区の一部、中央区の一部、西区の一部、城南区の一部
福岡 2	福岡県福岡市 博多区の一部、東区の一部 福岡県糟屋郡 志免町の一部、粕屋町の一部
福岡 3	福岡県福岡市早良区百道浜の一部
福岡 4	福岡県福岡市中央区荒戸の一部
博多	福岡県福岡市 中央区の一部、博多区の一部、東区の一部、南区の一部

博多2	福岡県福岡市博多区冷泉町の一部
福岡東	福岡県福岡市 博多区の一部、東区の一部 福岡県糟屋郡 志免町の一部、粕屋町の一部
小倉	福岡県北九州市小倉北区の一部
小倉2	福岡県北九州市小倉北区浅野の一部
小倉3	福岡県北九州市小倉南区北方の一部
小倉4	福岡県北九州市小倉北区堺町の一部
東田	福岡県北九州市八幡東区東田の一部
八幡東2	福岡県北九州市八幡東区大字前田大塚の一部
八幡	福岡県北九州市八幡区大字前田の一部
八幡西	福岡県北九州市八幡西区築地町の一部
八幡西2	福岡県北九州市八幡西区東王子町の一部
八幡西3	福岡県北九州市八幡西区黒崎の一部
戸畑	福岡県北九州市 戸畑区の一部、小倉北区の一部
戸畑2	福岡県北九州市戸畑区鷹幡の一部
戸畑3	福岡県北九州市戸畑区中原先の浜の一部
戸畑4	福岡県北九州市戸畑区仙泉町の一部
黒崎	福岡県北九州市八幡西区黒崎城石の一部
若松	福岡県北九州市若松区大字塩屋の一部
熊本	熊本県熊本市の一部
長崎	長崎県長崎市の一部
大分	大分県大分市の一部
大分2	大分県大分市大字西ノ州の一部
大分3	大分県大分市東春日の一部
宮崎	宮崎県宮崎市の一部

(3) (1)に掲げる駅の所在地を第2項に示す。

2 業務区域の所在地

都道府県	市 町 村
北海道	札幌市、旭川市、帯広市、北見市、釧路市、千歳市、苫小牧市、室蘭市、登別市、函館市
青森県	青森市、弘前市
岩手県	盛岡市、花巻市、北上市、奥州市、一関市
宮城県	仙台市、大崎市、白石市、多賀城市、宮城郡（利府町）
秋田県	秋田市、大館市
山形県	山形市
福島県	福島市、白河市、郡山市
茨城県	水戸市
栃木県	宇都宮市、小山市、那須塩原市
群馬県	高崎市、利根郡（みなかみ町）
埼玉県	さいたま市、熊谷市、本庄市
千葉県	千葉市
東京都	千代田区、渋谷区、北区、港区、品川区、豊島区、台東区、板橋区、新宿区、八王子市、立川市、国分寺市
神奈川県	川崎市、横浜市、平塚市、小田原市
新潟県	新潟市、燕市、三条市、長岡市、上越市、南魚沼市、南魚沼郡（湯沢町）
富山県	富山市
石川県	金沢市
福井県	敦賀市
山梨県	甲府市

長野県	長野市、松本市
岐阜県	羽島市、岐阜市、多治見市
静岡県	熱海市、浜松市、静岡市、三島市、富士市、掛川市
愛知県	名古屋市、豊橋市、春日井市、安城市
三重県	四日市市
滋賀県	米原市、野洲市
京都府	京都市
大阪府	大阪市、吹田市
兵庫県	神戸市、相生市、明石市、姫路市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	鳥取市、米子市
岡山県	岡山市
広島県	広島市
徳島県	徳島市
香川県	高松市、綾歌郡（宇多津町）
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市、福岡市
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市、佐世保市
熊本県	熊本市、八代市
大分県	大分市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市

別紙2 収容デジタルデータサービス取扱所の名称及び所在場所

1 第2種フレームリレーサービスに係るもの

収容デジタルデータサービス取扱所の名称	収容デジタルデータサービス取扱所の所在場所
札幌センター	札幌市東区
新札幌センター	札幌市東区
仙台センター	仙台市宮城野区
利府センター	宮城県宮城郡（利府町）
千葉センター	千葉県印西市
名古屋センター	名古屋市中川区
熱田センター	名古屋市熱田区
大阪センター	大阪市淀川区
豊崎センター	大阪市北区
吉備センター	岡山市北区
福岡センター	福岡市博多区
福岡東センター	福岡市東区

2 第2種セルリレーサービスに係るもの

収容デジタルデータサービス取扱所の名称	収容デジタルデータサービス取扱所の所在場所
札幌センター	札幌市東区
新札幌センター	札幌市東区
仙台センター	仙台市宮城野区
利府センター	宮城県宮城郡（利府町）
新田端センター	東京都北区
新東京センター	東京都豊島区
千葉センター	千葉県印西市
東京マルチメディアセンター	東京都江東区
梶ヶ谷センター	川崎市宮前区
焼津センター	静岡県焼津市
名古屋センター	名古屋市中川区
熱田センター	名古屋市熱田区
金沢センター	石川県金沢市
大阪センター	大阪市淀川区
豊崎センター	大阪市北区
吉備センター	岡山市北区
福岡センター	福岡市博多区
福岡東センター	福岡市東区

別紙3 デジタルデータサービスに係る協定事業者の名称等

1 2以外のもの

専用サービス契約約款及び料金表に定めるところによります。

2 ATMデータ伝送1型又はATMデータ伝送2型の第1種セルリレーサービスに係るもの

協定事業者の名称	電気通信サービスの種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	ATMデータ通信網サービス	データ伝送サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	ATMデータ通信網サービス	データ伝送サービス契約約款

別紙4 取扱地域

ゾーン	地方	取扱地域
I	アジア I	インドネシア共和国、シンガポール共和国、タイ王国、大韓民国、台湾、中華人民共和国（香港を除く）、フィリピン共和国、香港、ベトナム社会主義共和国、マレーシア
II	北アメリカ	アメリカ合衆国（ハワイを除く）
	大洋州 II	オーストラリア、ニュージーランド
III	ヨーロッパ	アイルランド、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、ギリシャ共和国、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルク大公国